

設置の趣旨等を記載した書類

目次

I	設置の趣旨及び必要性	2
II	学部・学科等の特色	7
III	学部・学科等の名称及び学位の名称	8
IV	教育課程の編成の考え方及び特色	9
V	教育方法、履修指導方法及び卒業要件	20
VI	多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画	23
VII	実習の具体的計画	24
VIII	企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画	36
IX	取得可能な資格	37
X	入学者選抜の概要	38
X I	教育研究実施組織等の編成の考え方及び特色	44
X II	研究の実施についての考え方、体制、取組	46
X III	施設、設備等の整備計画	47
X IV	管理運営	52
X V	自己点検・評価	54
X VI	情報の公表	55
X VII	教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	57
X VIII	社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	59

I 設置の趣旨及び必要性

1. 経緯

本学は、1956年4月に設立した下関商業短期大学を前身とし、1962年4月に経済学部経済学科の4年制単科大学として開学した。「教育と研究の一体性に基づく新たな知の創造」「東アジアを中心に広く世界に目を向けた教育と研究」「地域社会の知的センターとして地域に根ざした教育と研究」の3つの理念を掲げ、国際商学科の増設（1983年）、大学院経済学研究科の開設（2000年）に続いて、2011年4月に公共マネジメント学科を新設した。このほか2007年の法人化以降に、附属地域共創センターをはじめ、国際交流センター、キャリアセンターやリカレント教育センターを設置するなど大学の陣容を充実するとともに、必要な整備を行ってきた。

一方で、今後ますます進行する少子高齢化に加え、国のみならず地方の厳しい財政状況が継続するなど、我が国をめぐる環境は急速に変化している。特に、地方における喫緊の課題である人口減少を克服し、成長する活力を取り戻す地方創生への取組が急がれる中、産学官連携がこれまで以上に重要となるとともに、大学に対するニーズや期待、果たす役割の重要度はますます膨らんでいる。このような背景をうけ、下関市においては2017年3月に本学の総合大学化の方針が打ち出され、市組織内部でのワーキンググループや市議会、外部有識者会議など幾多の議論を重ね（資料1）、そして賛同を経て2021年11月に下関市立大学にデータサイエンス系学部及び看護系学部の設置を目指すことが決定され、市議会において公表された。2022年4月には下関市総務部総務課内に「下関市立大学新学部設置推進室」が設置され、下関市立大学内には「下関市立大学新学部設置準備室」及び「下関市立大学新学部設置準備委員会」を設置し、両者が連携をしながら、新学部設置に向けた具体的な作業がスタートした。そして、令和6年度にデータサイエンス学部を開設することとなり、現在、令和7年度の看護学部開設に向けて準備を進めているところである。

【資料1】下関市立大学新学部設置に関する有識者会議答申

2. 設置の必要性

(1) 我が国をめぐる現状と必要性

我が国では、少子高齢化の進行に伴って、現役世代（担い手）が急減する中、看護ニーズの増大が見込まれており、看護師等の確保の推進が重要であること、コロナ禍を受けて新興感染症等の発生に備えた看護師等確保対策を実施することが必要であること等から、令和5年10月26日付けで、文部科学省・厚生労働省告示第8号により、

「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」（以下「指針」という。）（資料2）が告示された。

指針では、高い資質の看護師等の養成が重要とされている。医学・医療の高度化・専門化や看護の理論、技術の進歩等もそうであるが、「療養の場が多様化し地域包括ケアが推進される中で、病院以外にも在宅医療や介護保険サービスなどさまざまな場面で看護のニーズが拡大している」（指針より引用）とある。訪問看護ステーションや地域の介護施設・事業所など、看護師等が必要とされる場合は、広がりを見せている。このような場では、多職種との連携やエビデンスに基づく判断がより求められることとなる。法令等の改正においても、令和2年（2020年）の指定規則改正では、臨床判断能力の基盤を強化するため、「人体の構造と機能」及び「疾病の成り立ちと回復の促進」について、単位数を増加するとともに、地域で暮らす人々の理解とそこで行われる看護についての学びを強化するため、「在宅看護論」を「地域・在宅看護論」とした上で、単位数を増加するなどの改正」（指針より引用）が行われている。

このような我が国の現状を踏まえ、本学では、「近年の医学・医療の進歩・発展に伴う高度化・専門化等に十分に対応し得る看護の専門的知識・技術と、豊かな人間性や的確な判断力を併せて有する」（指針より引用）看護専門職者を養成するため、学士課程での教育を実施することとし、看護学部を設置しようとするものである。また、教員による地域の看護師等の教育・相談等を行い、地域の看護の質の向上を図るものである。

【資料2】看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針について（令和5年10月26日付け厚生労働省医政局長、厚生労働省職業安定局長、文部科学省高等教育局長発）

（2）下関市をめぐる現状と必要性

下関市は、本州最西端、山口県西部に位置し、三方が海に開かれ、気候も温暖で、豊かな自然と良好な景観を有する一方、隣接する政令市の北九州市、福岡市への交通アクセスが非常によく、生活利便性も高い山口県下最大の都市である。古くは、源平合戦や明治維新等、歴史の節目に登場し、1889年（明治22年）に赤間関市として市制を施行し、交通の要衝として、水産業や工業を主要産業として発展を続けてきた。2005年には下関市、菊川町、豊田町、豊浦町、豊北町の1市4町で新設合併し、新下関市が誕生した。一方で、高齢化率が全国平均を大きく上回る（資料3）など、少子高齢化も加速しており、合併した4町のうち3町が過疎地域の指定を受けている。人口は2005年の約29万1千人から、現在約25万人へと減少しており、減少傾向に歯止めがかかっていない現状である（資料4）。さらに、「令和4年6月 下関市民実感

調査報告書」(資料 5)によれば、居住継続の意思については、「住み続ける」(56.4%)、「できれば済みたい」(30.0%)と 9 割近くの住民が居住継続に前向きであるが、「住み続ける」を年代別で見れば、20 歳代以下では 34.8%、70 歳以上では 70%と、世代間では大きな開きがあり、今後も高齢化がますます進むことが予測される。このような少子高齢化・人口減少の急速な進展に加え、近年多発している自然災害や新型コロナウイルスなどの新たな感染症リスクなど、様々な社会課題に直面する中で、今後、ますます深刻化・複雑化していく諸課題に関して、これらの課題に取り組み、市民生活の QOL を高めることが必要となっている。その一つとして、人々の健康を支える人材の養成が急務である。特に高齢者の健康を支えるに当たっては、従来の「病院での看護」のみではなく、「地域」や「在宅」での看護を実践できる看護専門職者の養成が必要である。大家族化から核家族化、さらには独居の高齢者が増え、また、文化や価値観も多様化している中で、その人らしい暮らしを支援する看護を実践するには、リベラルアーツなどによる深い洞察力と人間力、自らが判断できるための知識力・技術力、多職種と連携できるコミュニケーション能力が求められる。これらの能力を養成するには、従来の 3 年制専門学校では時間が足りず、4 年制の大学あるいは大学院での学びが必要であるが、下関市内にはこれまで存在しなかった。下関市が高校進路指導者に対して実施したアンケートにおいても、看護・保健系の学部への進学は一定数あり(資料 6)、また、これらの高校生は、進学に際して市外へ転出せざるを得ない状況である。そのため、従来から市民、学校や市内医療機関の関係者から学部設置の要望は強く、看護学部の設置は、地域に必要な人材を育成し、育成した人材を地域に還元する「人材の地域内循環」が実現でき、下関市における必要性は非常に高い。

また、本学が新たに設置する看護学部の校舎は、学生教育に必要な実習室や機器を設置しているが、正課授業に支障がない限り、地域の看護職者に開放し、技術の確認や練習、知識の習得に貢献できるようにする。さらには、地域住民にも開放し、医療保健福祉に関する情報の発信を行うことで、地域住民の健康意識を高めることにつながる。

以上のとおり、下関市に看護学部を設置することは、看護専門職者の育成や医療・福祉関係者との連携、地域住民への情報発信といった点において期待が高まっている。

【資料 3】 全国、山口県、下関市の高齢化率の推移

【資料 4】 第 2 次下関市総合計画(抜粋)

【資料 5】 令和 4 年 6 月 下関市市民実感調査報告書

【資料 6】 下関市内高校への進学に関するアンケート調査結果

(3) 養成する人材像

看護学部では、次のすべてを備えた看護専門職者を養成する。

1. 人々の生命・尊厳・権利を尊重し、多様な価値観を豊かな人間性と柔軟な心で捉え、人々に寄り添うことができる看護専門職者
2. 専門的基礎知識と科学的思考に基づく洞察力と創造力をもって、看護を主体的に実践できる看護専門職者
3. 地域で暮らす人々の健康と生活を支えるために多職種と連携・協働できる看護専門職者

(4) 3つのポリシー

1) 卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

上述の人材像に基づき、本学部の卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を次のとおり定める。

A. 知識・理解

DP1. 多様な人々とその生活や社会・文化を理解するための幅広い教養を身につけている。

DP2. 看護の対象（個人・家族・集団・地域社会）を多角的な視点から理解し、適切な看護を実践するための基礎的知識を修得している。

B. 汎用性技能

DP3. 看護の対象（個人・家族・集団・地域社会）に対して科学的根拠に基づき良質な看護が実践できる。

DP4. 保健医療福祉の場における看護専門職の役割を理解し、多職種と連携・協働できる。

C. 態度・志向性

DP5. 人々の生命・尊厳・権利を尊重し、看護専門職者としての倫理観・使命感に基づき行動できる。

DP6. 自らの看護実践力を高めていく自己研鑽力を有している。

D. 統合的学習経験と創造的思考

DP7. 情報通信技術を正しく活用し、看護を探究できる。

DP8. 地域の視点とグローバルな視点から看護を創造的に思考できる。

2) 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

看護学部では、ディプロマ・ポリシーを達成するために、授業科目を基盤教育科目、教養教育科目、専門基礎教育科目、専門教育科目の4つの区分で構成し、学生が主体的に選択でき、さらに学年の進行とともに学びを深めることができるカリキュラムを

編成する。

1. 幅広い教養を身につけ、多様な人々とその生活や社会・文化を理解できる基盤を培うために、基盤教育科目と教養教育科目を配置します。基盤教育科目は『外国語』、教養教育科目は『リベラルアーツ』（人文科学/社会科学/自然科学/生命・健康科学/人権・共生）、『下関学』の科目群を配置し、全分野から幅広く履修することで看護の対象者の多様な価値観を豊かな心と柔軟な心で捉え、多様性を受け入れることができる人間力を培います。
2. 看護の対象（個人・家族・集団・地域社会）を多角的な視点から理解し、科学的根拠に基づいた良質な看護を実践する基盤を培うために、専門基礎教育科目は「人体の構造と機能Ⅰ・Ⅱ」「臨床病態学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「薬理学」「栄養と代謝」や社会保障制度に関連した科目などを系統的に配置します。
3. 専門的知識と科学的思考に基づき看護を主体的に実践するために専門教育科目の講義・演習・実習科目を系統的に配置します。専門教育科目は『基盤看護』『臨床看護』『子どもと家族の看護』『地域看護』『看護の統合』の5つの科目群で編成します。健康、不健康を問わずその人らしい健康な生活を支える看護としてヘルスケアを学ぶ科目「ライフステージとヘルスケア概論Ⅰ・Ⅱ」「小児ヘルスケア方法論Ⅰ・Ⅱ」「成人ヘルスケア方法論Ⅰ・Ⅱ」などを配置します。地域の視点とグローバルな視点から健康課題を考えられるように「国際保健看護学」を配置します。
4. 臨地実習では、地域に密着した公立大学の特性を活かし、「暮らしと地域を知る実習」をはじめ、下関及び周辺地域で臨地実習を行うことにより、地域住民の健康を考える力の基盤を培います。また、多様な保健医療福祉の場において、看護の専門性を理解し、多職種と連携・協働する力を身につけるために、3年次の臨地実習の最後に「多職種連携実習」を配置します。さらに、4年次の「看護の統合実習」では、自ら実習課題を設定し、実践することで看護専門職者としての倫理観・使命感、看護実践力を高めていく自己研鑽力を養います。
5. 保健医療福祉分野における情報通信技術（ICT）を正しく活用できる基礎的な知識・技術を身につけるために、基盤教育科目『情報・数理』の科目群に「コンピュータ科学」「コンピュータ活用Ⅰ・Ⅱ」「情報リテラシー」「プログラミング」を選択必修科目として配置し、専門基礎教育科目に「看護情報学」を配置します。これらの知識・技術を活用し、「看護研究入門」「看護研究演習」「看護の統合実習」で、看護を探究し創造的に思考する力を養います。さらに、ICT活用の拡大に伴い重要となる看護を探究するために、専門教育科目に「情報通信技術と看護」を配置します。
6. 講義・演習では、授業形態に応じてICTの活用、アクティブラーニングをはじめと

した多様な学習方法を取り入れます。学修成果の評価は、ディプロマ・ポリシーに基づき、科目ごとに定めた成績評価基準により厳格に評価を行います。ポートフォリオの導入により学修を可視化し、学生が自己評価できるようにします。

3) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学部では、養成する人材像に基づき、基礎的な知識・技能に加えて、思考力・判断力・表現力等の能力及び主体性・多様生・協働性のある人材を入学者として受け入れるため、アドミッション・ポリシーを以下のように設定した。

1. 看護学を学ぶために必要な基礎学力を有し、学習習慣が身についている人

看護学を学ぶ前提として、高等学校までに学習する教科・科目に関する基礎的な知識が必要です。特に文章や資料等を的確に理解するための「国語」や「英語」、科学的思考の基本となる「理科」「数学」、人の暮らしを理解するための「社会」等の知識が不可欠です。また日々の学習が習慣化している人を求めます。

2. 人の話を聴き、論理的に考え表現できる人

看護職は保健医療福祉分野の様々な人たちとの協働が不可欠です。人の意見を的確に理解し、物事を筋道立てて考え説明できる人を求めます。

3. 人や社会に関心をもち、良好な人間関係を築くことができる人

看護を実践するには良好な人間関係を築くコミュニケーション能力が求められます。人や社会に関心をもち、家族や友人をはじめとする周囲の人と積極的にコミュニケーションがとれる人を求めます。

4. 看護職を志し、協調性をもって意欲的に学ぶことができる人

看護職を目指す意志があり、他者と協力・協調しながら自己を高める努力ができる人を求めます。

5. 下関および周辺地域の保健医療福祉に貢献したいという思いがある人

下関および周辺地域で暮らす人々に関心をもち、地域の保健医療福祉に貢献したいという思いのある人を歓迎します。

【資料 7】 養成する人材像及び3つのポリシーの相関

II 学部・学科等の特色

本学は1962年に経済学部が創設されて以降、文系の単科大学であったが、先述にあるように近年の様々な社会的ニーズにこたえるべく、文系のみならず理系的要素を踏

まえ、膨大なデータにより社会課題解決を目指す人材育成の必要性から令和6年度からデータサイエンス学部を設置することとした。さらに、少子高齢化が進み、特に、高齢化率は全国平均よりも高い下関市において、地域住民の健康を支える看護専門職者の養成をめざす看護学部の創設を進めている。本学の設置母体である公立大学法人の設立団体は下関市であり、公立大学として地域との連携はこれまでの学部においても重視しているが、看護学部では、より地域に密着した教育と研究を行う。具体的な特色としては、学生が最初に行う臨地実習は「暮らしと地域を知る実習」であり、地域の公民館等を訪問し、人々の暮らしを観察するところから始まる。地域の住民がどのように暮らし、健康に対してどのような意識をもっているかなど、普段の生活の視点から考えるようにする。かつては、看護は病院完結であったが、現在は厚生労働省が推進する地域包括ケアシステムの構築のもと、地域完結に変化してきている。看護専門職者として、他の職種と連携し、対象者が地域でその人らしく暮らせるように支援するためには、まずは、普段の生活がどのようなものを理解することが必要である。そのため、教育は「地域」から始めることとしている。

また、地域・在宅での健康な生活を支援するには、保健師資格者の存在も必要となる。このため、選択制で保健師国家試験の受験資格を取得するコース（以下「保健師コース」という。）を設置する。

さらに、下関地域を知るために、教養科目では「下関の産業とみらい」「下関の観光」といった授業を設定している。これらを学ぶことで、下関地域の歴史的変遷から広く産業分野においてどのような発展を遂げてきており、現在どのような課題が生じているかなどの地域の背景や人々の生活背景を知ることができ、看護専門職者として地域の健康課題を考える基盤となる。

Ⅲ 学部・学科等の名称及び学位の名称

1) 学部・学科名称とその理由

本学部は、人々の生命・尊厳・権利を尊重し、多様な価値観を豊かな人間性と柔軟な心で捉え、科学的思考に基づく洞察力と創造力をもって看護を主体的に実践し、地域住民の健康に寄与できる看護専門職者を育成することから、学部名称を「看護学部」とする。また、上記の目的に沿った教育を受け、必要な素養を備えた人材であることを表すため、授与する学位名称を「学士（看護学）」とする。

また、本学部は看護専門職者を養成する教育を行う単一の学科を有する。このことから、学科名称を「看護学科」とする。

2) 学部・学科名称及び学位の表記

看護学部	Faculty of Nursing
看護学科	Department of Nursing
学士（看護学）	Bachelor of Nursing

IV 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

本学部では、人々の生命・尊厳・権利を尊重し、多様な価値観を豊かな人間性と柔軟な心で捉え、科学的思考に基づく洞察力と創造力をもって看護を主体的に実践し、地域住民の健康に寄与できる看護専門職者を育成するために、前述のとおり卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を設定し、これらの卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を具現化するための教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のように設定した。

【教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）】

看護学部では、ディプロマ・ポリシーを達成するために、授業科目を基盤教育科目、教養教育科目、専門基礎教育科目、専門教育科目の4つの区分で構成し、学生が主体的に選択でき、さらに学年の進行とともに学びを深めることができるカリキュラムを編成する。

1. 幅広い教養を身につけ、多様な人々とその生活や社会・文化を理解できる基盤を培うために、基盤教育科目と教養教育科目を配置します。基盤教育科目は『外国語』、教養教育科目は『リベラルアーツ』（人文科学/社会科学/自然科学/生命・健康科学/人権・共生）、『下関学』の科目群を配置し、全分野から幅広く履修することで看護の対象者の多様な価値観を豊かな心と柔軟な心で捉え、多様性を受け入れることができる人間力を培います。
2. 看護の対象（個人・家族・集団・地域社会）を多角的な視点から理解し、科学的根拠に基づいた良質な看護を実践する基盤を培うために、専門基礎教育科目は「人体の構造と機能Ⅰ・Ⅱ」「臨床病態学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「薬理学」「栄養と代謝」や社会保障制度に関連した科目などを系統的に配置します。
3. 専門的知識と科学的思考に基づき看護を主体的に実践するために専門教育科目の講義・演習・実習科目を系統的に配置します。専門教育科目は『基盤看護』『臨床

看護』『子どもと家族の看護』『地域看護』『看護の統合』の5つの科目群で編成します。健康、不健康を問わずその人らしい健康な生活を支える看護としてヘルスケアを学ぶ科目「ライフステージとヘルスケア概論Ⅰ・Ⅱ」「小児ヘルスケア方法論Ⅰ・Ⅱ」「成人ヘルスケア方法論Ⅰ・Ⅱ」などを配置します。地域の視点とグローバルな視点から健康課題を考えられるように「国際保健看護学」を配置します。

4. 臨地実習では、地域に密着した公立大学の特性を活かし、「暮らしと地域を知る実習」をはじめ、下関及び周辺地域で臨地実習を行うことにより、地域住民の健康を考える力の基盤を培います。また、多様な保健医療福祉の場において、看護の専門性を理解し、多職種と連携・協働する力を身につけるために、3年次の臨地実習の最後に「多職種連携実習」を配置します。さらに、4年次の「看護の統合実習」では、自ら実習課題を設定し、実践することで看護専門職者としての倫理観・使命感、看護実践力を高めていく自己研鑽力を養います。
5. 保健医療福祉分野における情報通信技術（ICT）を正しく活用できる基礎的な知識・技術を身につけるために、基盤教育科目『情報・数理』の科目群に「コンピュータ科学」「コンピュータ活用Ⅰ・Ⅱ」「情報リテラシー」「プログラミング」を選択必修科目として配置し、専門基礎教育科目に「看護情報学」を配置します。これらの知識・技術を活用し、「看護研究入門」「看護研究演習」「看護の統合実習」で、看護を探究し創造的に思考する力を養います。さらに、ICT活用の拡大に伴い重要となる看護を探究するために、専門教育科目に「情報通信技術と看護」を配置します。
6. 講義・演習では、授業形態に応じてICTの活用、アクティブラーニングをはじめとした多様な学習方法を取り入れます。学修成果の評価は、ディプロマ・ポリシーに基づき、科目ごとに定めた成績評価基準により厳格に評価を行います。ポートフォリオの導入により学修を可視化し、学生が自己評価できるようにします。

2. 科目区分の設定及びその理由

本学部における教育課程の科目区分は、基盤教育、教養教育、専門基礎教育、専門教育の4つに分類される。

基盤教育は、『外国語』『情報・数理』『初年次教育』の3つの区分によって構成され、現代社会において不可欠な、外国語によるコミュニケーション能力やコンピュータによる情報処理能力の知的な技能の修得の土台となる科目を配置している。

教養教育は、『リベラルアーツ（人文科学／社会科学／自然科学／生命・健康科学／人権・共生）』『下関学』『キャリア教育』『外国研修』の4つの区分によって構成され、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や思考法などの知的な技法の獲得や、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵

養など、現代に生きる社会人として必要な幅広い教養と深い洞察力を養うための科目を配置している。

基盤教育及び教養教育は、看護専門職者の基本となる社会人基礎力を学び、専門基礎教育及び専門教育を学修するうえでの土台となる科目である。学生に、グローバル化や科学技術の進展など社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を与え、幅広い視野から物事を捉え、高い倫理性に裏打ちされた的確な判断を下すことができることを目指す。

専門科目となる専門基礎教育では、看護の対象（個人・家族・集団・地域社会）を多角的な視点から理解し、科学的根拠に基づいた良質な看護を実践する基盤を培うために、「人体の構造と機能Ⅰ・Ⅱ」「臨床病態学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「薬理学」「栄養と代謝」や社会保障制度に関連した科目などを系統的に配置している。

専門教育では、専門的知識と科学的思考に基づき看護を主体的に実践するために専門教育科目の講義・演習・実習科目を系統的に配置する。専門教育科目は、『基盤看護』『臨床看護』『子どもと家族の看護』『地域看護』『看護の統合』の5つの科目群で編成する。健康、不健康を問わずその人らしい健康な生活を支える看護としてヘルスケアを学ぶ科目「ライフステージとヘルスケア概論Ⅰ・Ⅱ」「小児ヘルスケア方法論Ⅰ・Ⅱ」「成人ヘルスケア方法論Ⅰ・Ⅱ」などを配置し、その後、各領域の臨地実習を開講する。また、看護を探究し創造的に思考する力をつけるために「看護研究入門」「看護研究演習」を、地域の視点とグローバルな視点から健康課題を考えられるように「国際保健看護学」を配置する。講義・演習では、授業形態に応じてICTの活用、アクティブラーニングをはじめとした多様な学習方法を取り入れる。

教育職員免許状取得のための科目は、本学部で取り扱う学問領域において、養護教諭一種免許状取得の専門分野に関する基礎知識を広範に学修するために設置され、卒業単位に含まれない自由科目が配置されている。

<科目区分表>

大区分	中区分	小区分
基盤教育	外国語	
	情報・数理	
	初年次教育	
教養教育	リベラルアーツ	人文科学
		社会科学
		自然科学
		生命・健康科学
		人権・共生

	下関学	
	キャリア教育	
	外国研修	
専門基礎教育		
専門教育	基礎看護	
	臨床看護	
	子どもと家族の看護	
	地域看護	
	看護の統合	
教育職員免許状取得のための科目		

3. カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程編成の考え方

1. 幅広い教養を身につけ、多様な人々とその生活や社会・文化を理解できる基盤を培うために、基盤教育科目と教養教育科目を配置します。基盤教育科目は『外国語』、教養教育科目は『リベラルアーツ』（人文科学/社会科学/自然科学/生命・健康科学/人権・共生）、『下関学』の科目群を配置し、全分野から幅広く履修することで看護の対象者の多様な価値観を豊かな心と柔軟な心で捉え、多様性を受け入れることができる人間力を培います。

これを踏まえ、1～2年次にかけて基盤教育科目と教養教育科目を配置する。

具体的には、「外国語」では英語を必修科目としながらも、本学が立地する下関市が地理的に東アジアとの玄関口に位置しており、既存の経済学部では第一外国語として中国語、韓国語も履修できることから、中国語、韓国語、さらにフランス語、ドイツ語も学べるように配置する。リベラルアーツでは、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養など、現代に生きる社会人として必要な幅広い教養と深い洞察力を養うために、5つの分野の科目を配置した。また、本学が立地する関門地域を知るために「下関学」を配置する。

2. 看護の対象（個人・家族・集団・地域社会）を多角的な視点から理解し、科学的根拠に基づいた良質な看護を実践する基盤を培うために、専門基礎教育科目は「人体の構造と機能Ⅰ・Ⅱ」「臨床病態学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「薬理学」「栄養と代謝」や社会保障制度に関連した科目などを系統的に配置します。

これを踏まえ、1年次では「人体の構造と機能Ⅰ・Ⅱ」「公衆衛生学」「薬理学」「栄養と代謝」「臨床病態学Ⅰ・Ⅱ」を配置し、人体の基本的な成り立ち、健康に関する予防医学、疾病とその回復の促進といった看護実践の基礎となる知識を学ぶ。2年次では「臨床病態学Ⅲ・Ⅳ」のほか「保健医療福祉行政論」を配置し、1年次で学んだ知識をもとに各器官の疾病とその回復の促進を学ぶとともに、社会保障制度の意義やしくみを理解する。

3. 専門的知識と科学的思考に基づき看護を主体的に実践するために専門教育科目の講義・演習・実習科目を系統的に配置します。専門教育科目は『基盤看護』『臨床看護』『子どもと家族の看護』『地域看護』『看護の統合』の5つの科目群で編成します。健康、不健康を問わずその人らしい健康な生活を支える看護としてヘルスケアを学ぶ科目「ライフステージとヘルスケア概論Ⅰ・Ⅱ」「小児ヘルスケア方法論Ⅰ・Ⅱ」「成人ヘルスケア方法論Ⅰ・Ⅱ」などを配置します。地域の視点とグローバルな視点から健康課題を考えられるように「国際保健看護学」を配置します。

これを踏まえ、1年次では「看護学概論」「ヘルスプロモーション」などを配置し、看護学の主要な概念について学ぶ。2年次では「看護過程」「看護倫理」「ヘルスアセスメント」などを配置し、適切な看護を実践するために必要な理論、基礎的な看護技術、倫理を学ぶ。また、2年次から3年次にかけて、成人ヘルスケア、老年ヘルスケア、小児ヘルスケア、ウイメンズヘルスケア、精神ヘルスケア、地域・在宅ヘルスケア、公衆衛生看護学に関してそれぞれの概論及び方法論を学び、3年次後期からの臨地実習に向けた知識と技能の習得を行う。また、保健医療福祉の場における連携・協働について学ぶ「多職種連携論」を配置する。さらに、地域の視点とグローバルな視点から健康課題を考えられるように4年次に「国際保健看護学」を配置する。

4. 臨地実習では、地域に密着した公立大学の特性を活かし、「暮らしと地域を知る実習」をはじめ、下関及び周辺地域で臨地実習を行うことにより、地域住民の健康を考える力の基盤を培います。また、多様な保健医療福祉の場において、看護の専門性を理解し、多職種と連携・協働する力を身につけるために、3年次の臨地実習の最後に「多職種連携実習」を配置します。さらに、4年次の「看護の統合実習」では、自ら実習課題を設定し、実践することで看護専門職者としての倫理観・使命感、看護実践力を高めていく自己研鑽力を養います。

これを踏まえ、1年次から段階的に臨地実習を配置する。地域住民の健康を考える力の基盤を養うため、臨地実習は、病院からではなく、人々の普段の暮らしを知るところからスタートする。1年次では、「暮らしと地域を知る実習」を配置し、学生が地域の人々やその活動を知り、また情報を収集することで、健康を高める支援を考える。2年次は、前期・後期に「基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ」を、3年次後期からは「成人ヘルスケア実習Ⅰ・Ⅱ」、「老年ヘルスケア実習Ⅰ・Ⅱ」、「小児ヘルスケア実習」、「ウイメンズヘルスケア実習」、「精神ヘルスケア実習」を病院や施設で実施する。また、3年次の各ヘルスケア実習の終了後に「多職種連携実習」を配置し、実習の場（病棟や施設）の枠を超えて、多職種との連携の在り方について広く探索し、その中で看護師としての役割を学ぶ。4年次では、「地域・在宅ヘルスケア実習」を配置し、地域包括ケアシステムの実態を知るとともに、在宅での療養を必要とする人とその家族への看護を学ぶ。最後に臨地実習のまとめとして「看護の統合実習」を配置し、これまでの各領域の実習で獲得してきた看護実践力をさらに高め、学生自身が設定した課題に基づき実習を行う。さらに、保健師コース選択の学生は、同じく4年次前期に「公衆衛生看護学実習」を配置する。

5. 保健医療福祉分野における情報通信技術（ICT）を正しく活用できる基礎的な知識・技術を身につけるために、基盤教育科目『情報・数理』の科目群に「コンピュータ科学」「コンピュータ活用Ⅰ・Ⅱ」「情報リテラシー」「プログラミング」を選択必修科目として配置し、専門基礎教育科目に「看護情報学」を配置します。これらの知識・技術を活用し、「看護研究入門」「看護研究演習」「看護の統合実習」で、看護を探究し創造的に思考する力を養います。さらに、ICT活用の拡大に伴い重要となる看護を探究するために、専門教育科目に「情報通信技術と看護」を配置します。

これを踏まえ、1・2年次では情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的資質である情報活用能力の育成のために基盤教育科目『情報・数理』の科目群に、コンピュータの活用を学び、ICTに対応できるように、「コンピュータ科学」「コンピュータ活用Ⅰ・Ⅱ」「情報リテラシー」「プログラミング」といった情報処理能力を養成する科目を選択必修科目として配置する。これらの科目を学び、医療・看護情報の特徴、情報活用、医療現場における実践的な取り組みについて理解するために、2年次に「看護情報学」を配置する。さらに看護の探究にいかに関与するかに情報通信技術を活用するかを理解するために3年次に「看護研究入門」を、4年次に「看護研究演習」「看護の統合実習」を配置する。また3年次および4年次の専門教育科目の臨地実習での経験を踏まえて、保健医療福祉分野における情報通信技術の活用拡大に

伴い重要となる看護を探究するために4年次後期に「情報通信技術と看護」を配置する。

4. 各科目区分の科目構成とその理由

① 基盤教育

基盤教育は、『外国語』『情報・数理』『初年次教育』の3つの区分によって構成され、現代社会において不可欠な外国語によるコミュニケーション能力や、コンピュータによる情報処理能力の修得の土台となる科目を配置している。

『外国語』には1年次必修科目である「英語Ⅰa・Ⅰb・Ⅰc・Ⅰd」、2年次選択科目である「英語Ⅱa・Ⅱb・Ⅱc・Ⅱd」を配置し、英語力を段階的に高める工夫がなされている。さらに、「中国語L・M」「韓国語L・M」「ドイツ語L・M」「フランス語L・M」など英語以外の外国語も修得できる科目が配置されている。教養としてだけではなく、グローバル社会で活躍する看護専門職者の必要言語としての外国語を学ぶ。授業科目は必修科目4科目8単位、選択科目12科目24単位が開講される。

『情報・数理』では、「コンピュータ科学」「数学入門」「統計入門」「コンピュータ活用Ⅰ・Ⅱ」「情報リテラシー」「プログラミング」「メディア論」が配置され、情報化社会に不可欠なコンピュータリテラシーと専門教育の学習に必要な基礎的知識を学ぶ。授業科目は選択科目8科目16単位が開講される。

『初年次教育』では、「アカデミックリテラシー」「基礎演習」が配置され、大学での学びの基礎となる学修技能やコミュニケーション能力を身につけ、主体的な学修意欲や大学教育への適応力を学ぶ。授業科目は選択科目2科目3単位が開講される。

② 教養教育

『リベラルアーツ』は、『人文科学』『社会科学』『自然科学』『生命・健康科学』『人権・共生』の5つの区分によって構成され、人間、歴史、社会、文化、自然などの知識を身につけ、現代に生きる社会人として必要な幅広い教養と深い洞察力を養う38科目72単位が開講される。

『下関学』には、1年次に「下関の産業とみらい」「下関の観光」「PBL」の科目が配置され、下関市の産業を学ぶと同時に、企業、自治体、NPOなどが抱える問題について、その問題解決の方向や方法を学ぶ。授業科目は選択科目3科目6単位が開講される。

『キャリア教育』では、「キャリアデザインA・B・C」の科目が配置され、学生一人一人が自立した職業人となれるように、自立に必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリアの発達を促し、「自分のキャリアは自分が責任を持つ」こと

を意識しながら、社会で求められている力を理解し、その力を学生生活のなかで養っていく。授業科目は選択科目 3 科目 5 単位が開講される。

『外国研修』は、海外の交流協定校を中心に、英語圏（アメリカ・カナダ・オーストラリアなど）、中国、韓国に短期研修に行き、語学力の向上や異文化理解を学ぶ。授業科目は選択科目 3 科目 6 単位が開講される。

③ 専門基礎教育

1～2年次に「スタートアップゼミ」「人体の構造と機能Ⅰ・Ⅱ」「公衆衛生学」「薬理学」「栄養と代謝」「臨床病態学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「看護情報学」「保健医療福祉行政論」「多職種連携論」、3年次に「疫学・保健統計」が配置され、人体の基本的な成り立ち、健康に関する予防医学、疾病とその回復の促進といった看護実践の基礎となる知識を学ぶ。また、社会保障制度の意義や、保健医療福祉の場で連携・共同する各専門職の役割を理解する。授業科目は必修科目 13 科目 23 単位、選択科目 1 科目 2 単位が開講される。

④ 専門教育

専門教育科目では『基盤看護』『臨床看護』『子どもと家族の看護』『地域看護』『看護の統合』の5つの科目群を設ける。ここでは、専門的知識と科学的思考に基づき看護を主体的に実践するために専門教育科目の講義・演習・実習科目を系統的に配置する。

『基盤看護』では、適切な看護を実践するのに必要な基礎的な知識、理論、倫理を学ぶため、「看護学概論」「コミュニケーション論」「ケアリング」「生活援助技術」「ヘルスプロモーション」「ナーシングキャリアデザイン」「ヘルスアセスメント」「看護過程」「看護倫理」「診療援助技術」「総合看護技術演習」「看護理論」の科目が配置されており、また、臨地実習科目として「基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ」が配置されている。授業科目は必修科目 9 科目 14 単位、選択科目 5 科目 5 単位が開講される。

『臨床看護』では、発達段階と健康レベルの視点で、成人期から老年期にある対象のヘルスケアを学ぶため、「ライフステージとヘルスケア概論Ⅰ」「老年ヘルスケア方法論Ⅰ・Ⅱ」「成人ヘルスケア方法論Ⅰ・Ⅱ」「がん看護」「リハビリテーション看護」「エンドオブライフケア」「救急看護」「感染看護」の科目が配置されており、また、臨地実習科目として「成人ヘルスケア実習Ⅰ・Ⅱ」「老年ヘルスケア実習Ⅰ・Ⅱ」が配置されている。授業科目は必修科目 10 科目 18 単位、選択科目 4 科目 4 単位が開講される。

『子どもと家族の看護』では、子どもと家族・女性のヘルスケアを学ぶため、「ラ

イフステージとヘルスケア概論Ⅱ」「小児ヘルスケア方法論Ⅰ・Ⅱ」「ウイメンズヘルスケア方法論Ⅰ・Ⅱ」「学校保健」「養護概説」「健康相談活動」「家族看護学」の科目が配置されており、また、臨地実習科目として「小児ヘルスケア実習」「ウイメンズヘルスケア実習」が配置されている。授業科目は必修科目8科目13単位、選択科目3科目6単位が開講される。

『地域看護』では、地域における健康の保持増進、精神ヘルスケアや地域・在宅での療養生活を支えるヘルスケアを学ぶため、「精神ヘルスケア概論」「地域・在宅ヘルスケア概論」「精神ヘルスケア方法論Ⅰ・Ⅱ」「地域・在宅ヘルスケア方法論Ⅰ・Ⅱ」「公衆衛生看護学概論」「健康行動科学入門」「健康行動科学方法論」「公衆衛生看護活動論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「健康政策論」の科目が配置されており、また、臨地実習科目として「暮らしと地域を知る実習」「精神ヘルスケア実習」「地域・在宅ヘルスケア実習」「公衆衛生看護学実習」が配置されている。授業科目は必修科目10科目15単位、選択科目7科目12単位が開講される。

『看護の統合』では、各領域に共通する事項や各領域の臨地実習を通じての学びを深めるため、「看護管理と医療安全」「看護研究入門」「看護研究演習」「情報通信技術と看護」「災害看護」「国際保健看護学」の科目が配置されており、また、臨地実習科目として「多職種連携実習」「看護の統合実習」が配置されている。授業科目は必修科目8科目11単位が開講される。

また、教育職員免許状取得のための科目は、養護教諭一種免許状取得の専門分野に関する基礎知識を広範に学修するために設置され、卒業単位に含まれない自由科目14科目29単位が配置されている。

5. 授業科目を主要授業科目として設定する考え方

看護学部の養成する人材像及び3つのポリシーとの関係性を踏まえ、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を育成するために必要な主要授業科目を設定し、一部科目を除いて基幹教員が担当することとしている。

主要授業科目は、以下のとおりである。

<主要授業科目とディプロマ・ポリシーの相関表>

科目区分	科目名	配当年次	ディプロマ・ポリシー							
			DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6	DP7	DP8
専門基礎教	スタートアップゼミ	1前					○	◎		
	人体の構造と機能Ⅰ	1前		◎						
	公衆衛生学	1前		◎					○	○

	人体の構造と機能Ⅱ	1後	◎							
	薬理学	1後	◎							
	栄養と代謝	1後	◎							
	臨床病態学Ⅰ	1後	◎							
	臨床病態学Ⅱ	1後	◎							
	看護情報学	2前	○					◎		
	臨床病態学Ⅲ	2前	◎							
	臨床病態学Ⅳ	2前	◎							
	保健医療福祉行政論	2後	◎						○	
	多職種連携論	2後	○		◎			○		
専門教育	基盤看護	看護学概論	1前	◎		○	○		○	○
		生活援助技術	1後	○	◎		○			
		ヘルスアセスメント	2前	○	◎		○			
		看護過程	2前	◎	○		○			
		看護倫理	2前	○			◎			
		基礎看護学実習Ⅰ	2前	○	◎	○	○	○		
		診療援助技術	2後	○	◎		○			
		基礎看護学実習Ⅱ	2後	○	◎	○	○	○		
		総合看護技術演習	3前	○	◎		○	○		
	臨床看護	ライフステージとヘルスケア概論Ⅰ	2前	◎		○	○		○	○
		老年ヘルスケア方法論Ⅰ	2前	◎	○		○		○	
		成人ヘルスケア方法論Ⅰ	2後	◎	○		○			
		老年ヘルスケア方法論Ⅱ	2後	◎	○		○			
		成人ヘルスケア方法論Ⅱ	3前	◎	○		○			
		成人ヘルスケア実習Ⅰ	3後	○	◎	○	○	○		
		成人ヘルスケア実習Ⅱ	3後	○	◎	○	○	○		
		老年ヘルスケア実習Ⅰ	3後	○	◎	○	○	○		
		老年ヘルスケア実習Ⅱ	3後	○	◎	○	○	○		
		がん看護	4後	◎		○	○			
	子どもと家族の	ライフステージとヘルスケア概論Ⅱ	2前	◎		○	○		○	○
		小児ヘルスケア方法論Ⅰ	2後	◎	○		○		○	
		ウイメンズヘルスケア方法論Ⅰ	2後	◎	○		○		○	
		小児ヘルスケア方法論Ⅱ	3前	◎	○		○			

	ウイメンズヘルスケア方法論Ⅱ	3前		◎	○		○			
	小児ヘルスケア実習	3後		○	◎	○	○	○		
	ウイメンズヘルスケア実習	3後		○	◎	○	○	○		
	家族看護学	4後		◎			○			
地域看護	暮らしと地域を知る実習	1後		○			○		○	◎
	精神ヘルスケア概論	2前		◎		○	○		○	○
	地域・在宅ヘルスケア概論	2前		◎		○	○		○	○
	公衆衛生看護学概論	2前		◎		○	○		○	○
	精神ヘルスケア方法論Ⅰ	2後		◎	○		○		○	○
	地域・在宅ヘルスケア方法論Ⅰ	2後		◎	○		○		○	○
	精神ヘルスケア方法論Ⅱ	3前		◎	○		○		○	
	地域・在宅ヘルスケア方法論Ⅱ	3前		◎	○		○			○
	精神ヘルスケア実習	3後		○	◎	○	○	○		○
	地域・在宅ヘルスケア実習	4前		○	◎	○	○	○	○	○
看護の統合	看護管理と医療安全	2後		○		◎	○			
	看護研究入門	3前		○				○	◎	
	多職種連携実習	3後		○	○	◎	○	○	○	○
	看護の統合実習	4前			○	○	○	◎	○	○
	看護研究演習	4通		○			○	○	◎	○
	情報通信技術と看護	4後				○			◎	
	災害看護	4後		○	○	◎				○
	国際保健看護学	4後		○						◎

◎特に重視する要素／○重視する要素

6. 科目の設定単位数の考え方

各授業科目の単位数の考え方は、学則第 27 条に定めており、各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、15 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、学長が別に定める授業科目については、30 時間の授業をもって 1 単位としており、これに該当する科目としては、「スポーツ実践 A」「スポーツ実践 B」が当たる。

また、専門科目のうち、実技（演習）及び実習による授業を行う科目については、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）別表第 1 備考第 1 項及び別表第 3 備考第 1 項の規定により、30 時間の授業をもって 1 単位と

している。

7. 授業期間の考え方

授業期間の考え方は、本学では、学年を春学期（前期）・秋学期（後期）の2学期に分け、各学期で授業を完結させるセメスター制度を導入し、1学期の授業期間を15週としている。また、授業時間については、原則として、1授業時間を90分とし、15回の授業回数で2単位（上記6で30時間の授業をもって1単位とするものは、15回の授業回数で1単位）とする。このように適切な期間を確保し、十分な教育効果を上げることができるよう配慮している。

8. カリキュラムマップ及びカリキュラム概要図

基盤教育、教養教育及び専門教育（各科目）とディプロマ・ポリシーとの関連は、カリキュラムマップ（資料8）に示すとおりである。

また、カリキュラムの概要は、カリキュラム概要図（資料9）に示すとおりである。

【資料8】看護学部 カリキュラムマップ

【資料9】看護学部 カリキュラム概要図

V 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

1. 教育方法

① 基本的な教育方法

本学部の入学定員は80人である。これらの学生を基幹教員38人で教育する。

1学年の学期区分は、春学期（前期）・秋学期（後期）の2学期とし、1学期の授業期間は15週とする各学期で授業を完結させるセメスター制度を導入する。また、1時間の授業の標準時間は90分である。

本学部の授業は、講義、演習、実験・実習を講義室・実習室又は学内の研究施設などで多様な方法にて実施される。各授業の学生数は、教育効果を十分にあげられるよう、講義形式の科目は学部単位とするが、語学系科目は原則40人程度で実施する。また、演習科目は、複数人の教員が担当し、授業の理解を深め、確実な手技の修得をサポートする。臨地実習においては、5人1グループを基本として、各施設で実習を行う。

パソコン又はタブレットについては、全ての学生が必携することとする。当該パソ

コン又はタブレットに、看護学を学ぶに必要な教科書を電子書籍でインストールし、実習先でも振返りができるようにする。事前学習、実習記録や各種レポートの作成も、パソコン又はタブレットを利用する。学生がパソコンを忘れる、又は故障により使用できなくなる場合も想定し、貸出用として数台、事務局において保有する。

このほか、本学部が利用する施設には安定的な接続が可能な Wi-Fi 環境が整備されているため、それらを用いて双方向授業を取り入れることが可能である。また、本学部の学生が学部の専門科目を学ぶために設置する新校舎（N棟）では、学生エリアにおいてもコンセントを多数設置するなどの配慮も行う。

配当年次は、基盤教育及び教養教育を主に1年次に配置している。専門基礎教育及び専門教育は1年次から4年次にかけて配置し、3年次後期からの臨地実習に当たっては、基本的な概論と方法論を全て修得していることとなっている。

2. 履修指導方法

毎年、オリエンテーションを、在学生については3月上旬に、新入生については4月上旬に実施し、学生便覧、シラバス、時間割、履修モデルを示し、学生生活に必要な事項・情報について指導するとともに、カリキュラム編成の考え方、学修計画、各人の時間割作成、履修方法、学修方法等について学生の興味関心に基づいて学修を深めることができるよう指導する。また、IT関連（パソコン等の利用方法、電子メール、マイクロソフトオフィス、Google等）の登録と利用方法や図書館の利用方法及び健康管理を含めた学生生活全般についての説明も行う。さらに、新入生については、導入授業の「アカデミックリテラシー」を履修し、大学における学びの基礎やモラルを修得する。

また、1年次から2年次、2年次から3年次、3年次から4年次への進級に当たっては、専門基礎教育及び専門教育の当該学年学期に配当された必修科目を全て修得していることを必要とする。さらに、臨地実習科目は、関連する講義・演習等の開講時期を踏まえて順序性に従って配置されているため、各学年の進級条件を満たしていることに加え、以下の履修要件を設けている。

- ア. 基礎看護学実習Ⅱを履修しようとする場合は、ヘルスアセスメント、看護過程及び基礎看護学実習Ⅰの単位を修得済みであること。
- イ. 3年次配当の臨地実習科目を履修しようとする場合は、3年次前期に開講する専門教育科目における必修科目のすべての単位を修得済みであること。
- ウ. 公衆衛生看護学実習を履修しようとする場合は、保健師コースを選択し、かつ、健康行動科学入門、健康行動科学方法論、公衆衛生看護活動論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、疫学・保健統計の単位をすべて修得済みであること。

その他、基幹教員のオフィスアワーを学生に明示し、学生が教員に学修相談や履修

相談できる体制を整え、よりきめ細かな対応ができるよう配慮する。

保健師コースは、選択制で、15人を定員とする。選抜方法は、以下のとおりである。

選抜時期	2年次後期終了後
選抜方法	2年次後期までの成績、小論文、面接により点数化し、上位15人を選ぶ。 実施は、保健師選抜審査委員会が行う。
審査委員会委員	学部長、副学部長、公衆衛生看護学担当教授、看護学部教務委員会から1名の合計4人で構成

3. 卒業要件

本学部の卒業要件は、外国語12単位以上（必修科目8単位）及び情報・数理4単位以上（ただし、「コンピュータ科学」「コンピュータ活用Ⅰ」「情報リテラシー」「コンピュータ活用Ⅱ」「プログラミング」から4単位以上修得する必要がある。）を含む基盤教育から17単位以上、リベラルアーツ及び下関学から10単位以上を含む教養教育10単位以上、専門基礎教育から23単位以上（必修科目23単位）、専門教育においては基盤看護及び臨床看護から36単位以上（必修科目32単位）、子どもと家族の看護、地域看護及び看護の統合から39単位以上（必修科目39単位）を修得し、合計125単位以上を修得することとした。

保健師コースを選択した学生は、保健師国家試験受験資格を得るために、上記のほかに、「健康行動科学入門」「健康行動科学方法論」「公衆衛生看護活動論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「疫学・保健統計」「公衆衛生看護学実習」「健康政策論」の合計14単位を修得する必要がある。

4. 履修モデル

学生が卒業後の具体的な進路をイメージできるように、看護師及び保健師の2つの履修モデルを提示する（資料10）。保健師の資格を取得した場合は、養護教諭二種免許状を申請できるように、履修モデルでは、教育職員免許法施行規則第66条の6により本学において指定する授業科目を含めている。

【資料10】 看護学部 看護師及び保健師の履修モデル

5. 履修科目の登録上限

本学部では過度な履修による学生の負担に配慮し、また、各科目の事前・事後の学

修時間を確保するため、履修する科目数が過多とならないよう CAP 制を導入している。CAP 制による学期ごとの履修登録単位数は 24 単位、年間 48 単位とする。既存の学部と比べて半期につき 2 単位多くなっているが、これは、3 年次後期以降は臨地実習が増えるため、特に基盤教育科目及び教養科目を 1 年次に集中して学ぶこととなるためである。

6. 成績評価

成績評価は、秀、優、良、可及び不可をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

<成績評価表>

評定	点数 (100 点満点)	評価基準		
		到達目標	成績	判定
秀	90～100	ほぼ完全に達成	極めて優秀	合格
優	80～89	十分に達成	優秀	
良	70～79	概ね達成	良好	
可	60～69	最低限達成	最低限合格可	
不可	59 点以下	達成していない	合格不可	不合格

また、本学部では、学生の学修意欲を高め、適切な履修指導や厳格な成績評価を推進し、学びの質を向上させることを目的として、GPA (Grade Point Average) を導入する。

卒業時の学生の質を担保する観点からあらかじめ学生に対し、授業における学修目標や、その目標を達成するための授業方法、計画、成績評価基準等をシラバスに明示し、これに基づき厳格な評価を行うこととする。

VI 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画

看護学部では、対面授業を基本としつつ、ゲストスピーカーによる講話などでは、

オンラインによるリモート参加も想定し、また、今後再び、感染症の流行により実習も含め対面での授業の実施が困難となる場合は、下関市立大学学則に定める多様なメディアを高度に利用した授業を行う。これについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本学でも 2020 年度から遠隔授業を実施した実績があり、円滑に行うことができる。

1) 実施場所

学生の利便性に考慮して、インターネット環境が整った教室又は自宅等の学習に適した会場で実施する。会場の選定にあたって学生の自宅などを利用する場合には、大学側からインターネット等、必要とされる環境についての事前のアナウンスを行う。

2) 実施方法

インターネット回線を利用した Web 会議ソフトウェア Microsoft Teams を利用する。このソフトウェアは文字、音声、静止画、動画等による同時双方向の通信が可能であり、大学設置基準第 25 条第 2 項、及び平成 13 年文部科学省告示第 51 号を十分満たすものである。本学では、新型コロナウイルス感染症拡大時に Zoom を利用して授業や研究指導を行った実績がある。また、音声・画像は同時双方向であるため、十分な議論等を行うことが可能である。さらにプレゼンテーションソフト等の画面共有と、各受講者の様子の表示、質疑応答なども同時に行えるため、対面でのスクーリングに相当する教育効果を持つものでもある。

Ⅶ 実習の具体的計画

1. 実習計画の概要

(1) 実習の目的（ねらい）

講義および演習で修得した看護の知識・技術・態度を統合して、地域住民の健康に寄与できる看護の基礎的実践力を育むことをねらいとする。地域・在宅・病院・施設等、多様な場において多様な人への看護実践を通して、批判的・創造的思考力・問題解決能力を養う。看護の対象との関係形成や対象を中心とした多職種と連携・協働する力を身につけることを目指す。さらに、看護専門職者としての自己を省察し、倫理観・使命感、看護実践力を高めていく自己研鑽力を養う。

1) 実習の目標

- ア. 看護専門職者としての倫理観を高め、看護の対象の尊厳・権利を尊重し、擁護できる。
- イ. 多様な場で展開される、人々の多様な生活の実際を理解し、対象の健康を総合的に捉えることができる。
- ウ. 学修した看護学の知識・技術・態度を統合し、科学的根拠に基づき個別性のある看護を適切に実践できる。
- エ. 保健医療福祉の場における多職種との連携・協働の実際を通して、連携・協働する力を身につける。
- オ. 看護実践の振り返りを通して、看護専門職者としての自己を省察し、看護実践力を高めていく自己研鑽ができる。

2) 実習の構造 (表 1・図 1 参照)

本学において必修科目としている実習は、看護実践力を備えるために不可欠で重要な科目であり、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに従い第 1 段階から第 4 段階の構造とした。保健師コースについては選択科目として配置している。

【第 1 段階】

第 1 段階の実習は、地域の特色や人々の生活・暮らしについて体験を通して理解する。学生が看護の対象を地域で生活する多様な人として捉える視点を獲得できるように、「暮らしと地域を知る実習」を配置した。この実習では学生が看護の対象を「その人らしく生活している人」と捉えられるように、下関地区の地域住民の公民館等における活動やイベントに参加し、人々の生活、活動とその場の在りようを理解することを目指すものである。下関市は、三方を海に開かれた開放的な立地であり、地理的特性から歴史的に見ても文化の伝来と交流が根づいており、学生が、看護の基盤となる多様な人々の生活、地域に関心を向ける動機づけとなると考える。下関市で地域の人々と交流しながら看護を学び、成長していくために、本科目は重要な意味を持っている。

【第 2 段階】

第 2 段階として、「基礎看護学実習Ⅰ」「基礎看護学実習Ⅱ」で、看護の実践を通して、対象者の生命・尊厳・権利を尊重する態度を身につけ、看護師の役割を理解し、看護を展開する力を身につける。2 年次前期の「基礎看護学実習Ⅰ」では、＜コミュニケーション論＞＜生活援助技術＞＜看護倫理＞などの講義での学びを基盤に、健康障害により病院で治療を受ける対象者の療養環境と療養生活について理解し、対象者と援助的な人間関係を結ぶための良好なコミュニケーションや倫理的態度について学べるよう配置した。2 年後期の「基礎看護学実習Ⅱ」では健康問題により、病院で療

養している人とその家族について、多角的な視点から理解し、科学的根拠に基づく看護を展開する力を身につける。＜生活援助技術＞だけでなく＜診療援助技術＞＜ヘルスアセスメント＞で繰り返し練習した看護技術を、＜看護過程＞で学修した思考により、対象者に必要なケアを考案し実施、評価する一連の過程を、臨地の場で対象に実践できるように地域の中核病院での実習を計画した。

【第3段階】

第3段階では、あらゆる発達段階にある人々がもつ健康問題に合わせた看護を実践するための能力を身につける実習を配置した。3年次後期に「成人ヘルスケア実習Ⅰ」「成人ヘルスケア実習Ⅱ」「老年ヘルスケア実習Ⅰ」「老年ヘルスケア実習Ⅱ」「小児ヘルスケア実習」「ウイメンズヘルスケア実習」「精神ヘルスケア実習」を開講し、学生はローテーションしながら実習を進めていく。

「成人ヘルスケア実習Ⅰ」「成人ヘルスケア実習Ⅱ」では健康レベルに焦点をあて、急性的な健康障害や、慢性的な療養生活を必要とする人々を対象として看護を学ぶ。「老年ヘルスケア実習Ⅰ」「老年ヘルスケア実習Ⅱ」では、下関のみならず高齢化がますます進むことが予測される日本社会において、地域に密着した社会サービスや各種施設を利用している高齢者、または施設や病院で療養し生活している高齢者を地域包括ケアシステムの中で理解し、疾病からの早期回復を促す方法を学ぶだけでなく、地域でのその人らしい生活に合わせた看護実践を身につける。「精神ヘルスケア実習」では、精神保健医療福祉の基本的考え方を理解し、疾病からの回復、社会復帰、および地域での生活支援体制の中で看護の役割を学ぶ。さらに「小児ヘルスケア実習」「ウイメンズヘルスケア実習」では周産期、乳児、思春期における対象者の成長、発達の特徴を捉えウェルネスの視点から看護過程を展開する。

以上の科目で、人の生活の場、健康レベル、成長発達の視点で看護実践を学び、上述の実習科目の終了後に「多職種連携実習」を配置する。地域完結型の社会に対応できる看護師を養成するために、多職種連携は不可欠である。その人らしい生活を継続するために実践される看護職間、あるいは他職種との連携の実際を知り、地域包括ケアシステムにおける多職種連携とそこでの看護師の役割を理解する。疾病や障害による健康レベルの低下や入院や加療によって生じる生活の変化を理解し、その変化に応じたその人らしい生活を共に考え、作り出すためにどのような人が関わり協働しているか、協働を促進するためにどのように調整が図られているかについて理解する。

「多職種連携実習」は1年次の「暮らしと地域を知る実習」での経験や学びを想起し、地域・人々の生活について深い学びへと繋げる。

【第4段階】

第4段階として、4年次前期に開講する「地域・在宅ヘルスケア実習」では、あらゆる健康レベル、あらゆる世代の在宅療養者やその家族の健康上および生活上の課題

に対する支援や在宅における社会資源の活用や多職種連携・協働の実際を学ぶ。また、「看護の統合実習」を最後の実習科目として配置し、1年次から4年次の地域在宅ヘルスケア実習までの講義・演習及び実習での看護体験を振り返り、学生各々がさらに学習を深めたいテーマを設定し、自ら実習計画を立案し、自己の設定した課題の解決を目指しながら看護を実践することを通して、看護を主体的に実践できる力を身につける。

以上のように、合計13科目23単位の実習必修として4段階で編成した。さらに保健師コースの公衆衛生看護学実習は4年次前期に5単位計画した。

表1. 看護学実習科目の単位と開講時期

科目名	単位	1年次		2年次		3年次		4年次	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
暮らしと地域を知る実習	1								
基礎看護学実習Ⅰ	1								
基礎看護学実習Ⅱ	2								
成人ヘルスケア実習Ⅰ	2								
成人ヘルスケア実習Ⅱ	2								
老年ヘルスケア実習Ⅰ	2								
老年ヘルスケア実習Ⅱ	2								
ウイメンズヘルスケア実習	2								
小児ヘルスケア実習	2								
精神ヘルスケア実習	2								
多職種連携実習	1								
地域・在宅ヘルスケア実習	2								
看護の統合実習	2								
(選択)公衆衛生看護学実習	5								

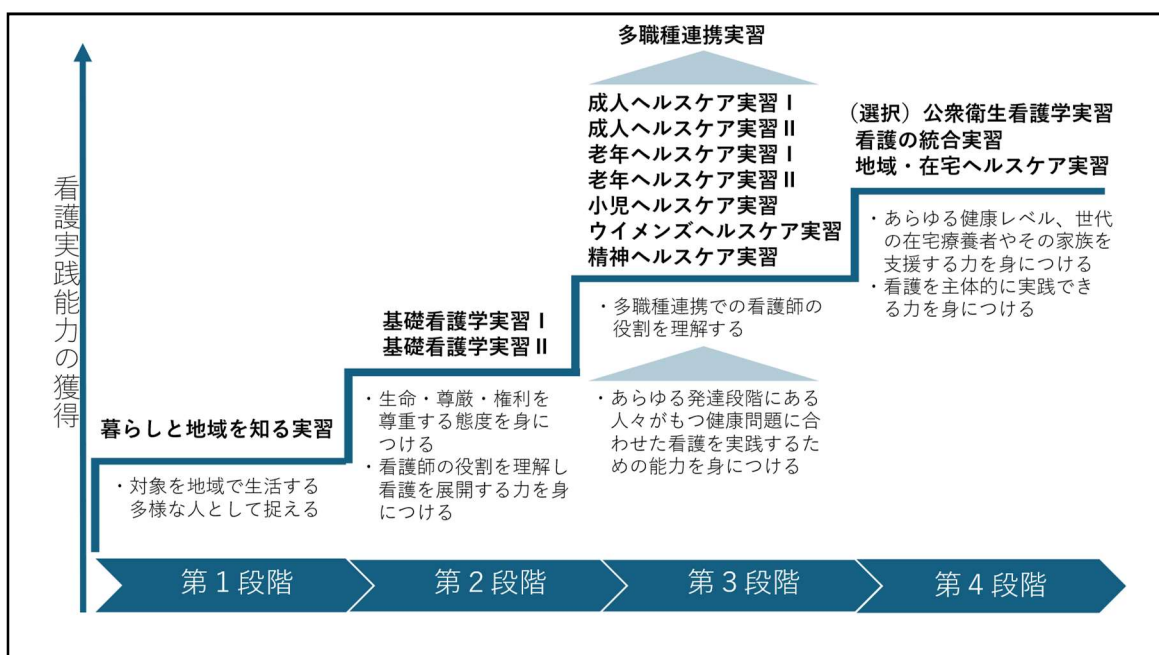


図1. 臨地実習の段階

3) 実習先の確保の状況

「暮らしと地域を知る実習」の実習施設については、下関市内の公民館 17 施設を確保している。

「基礎看護学実習Ⅰ」および「基礎看護学実習Ⅱ」の実習施設は、下関市立市民病院、山口県済生会下関総合病院、国立病院機構関門医療センター、JCHO 下関医療センターの 4 施設を確保している。

臨床看護分野の実習では、「成人ヘルスケア実習Ⅰ」の実習施設は、下関市立市民病院、山口県済生会下関総合病院、国立病院機構関門医療センター、JCHO 下関医療センターの 4 施設を、「成人ヘルスケア実習Ⅱ」は、下関市立市民病院、山口県済生会下関総合病院、国立病院機構関門医療センター、JCHO 下関医療センター、脳神経筋センターよしみず病院、山口県済生会豊浦病院の 6 施設を、「老年ヘルスケア実習Ⅰ」では、特別養護老人ホーム 2 施設、介護老人保健施設 2 施設、介護医療院 1 施設、小規模多機能型居宅介護施設 4 施設、グループホーム 2 施設、通所リハビリテーション施設 3 施設の合計 14 施設を、「老年ヘルスケア実習Ⅱ」では、JCOH 下関医療センター、山口県済生会豊浦病院、社会医療法人松涛会安岡病院、脳神経筋センターよしみず病院の 4 施設をそれぞれ確保している。

子どもと家族の看護分野の実習では、「小児ヘルスケア実習」の実習施設として、下関市立の保育園および子ども園 7 施設と山口県済生会下関総合病院、山口県済生会豊浦病院の 2 施設を確保している。「ウイメンズヘルスケア実習」では山口県済生会下関総合病院、山口県済生会豊浦病院の 2 施設を確保している。

地域看護分野では、「精神ヘルスケア実習」の実習施設として、医療法人水の木会

下関病院、医療法人山陽会長門一ノ宮病院の2施設を確保している。「地域・在宅ヘルスケア実習」では、下関市内の訪問看護ステーション11施設、地域包括支援センター4施設、居宅支援事業所8施設、デイサービス6施設、合計29施設を確保している。

「多職種連携実習」では、「成人ヘルスケア実習Ⅰ・Ⅱ」と「老年ヘルスケア実習Ⅰ・Ⅱ」と「小児ヘルスケア実習」、「ウイメンズヘルスケア実習」、「精神ヘルスケア実習」に依頼している施設のすべてに「多職種連携実習」の受け入れを依頼し、合計23施設を確保している。

さらに「看護の統合実習」では、全看護学実習で依頼した実習施設のうち公民館と一部のデイサービス施設・居宅介護支援事業所等を除いた58施設を確保し、学生が自ら計画した実習が可能となるようにしている。

保健師コース（選択制）の「公衆衛生看護学実習」の実習施設として、下関市保健所と下関市内の保健センターの合計9施設を確保している。

これらの実習施設はすべて下関市内に位置し、公共交通機関を利用して下関市立大学からほぼ1時間以内で移動することが可能である。

【資料11】 実習施設一覧

【資料12】 実習施設の実習受入承諾書

4) 実習先との契約内容

実習施設の所定の契約書もしくは下関市立大学との間で合意した内容の文書を取り交わし、実習に関する協定や契約を結ぶ。実習施設と下関市立大学間で協定する内容としては、実習内容、実習期間、受け入れ学生数、実習謝金、遵守義務（個人情報保護に関する事項を含む）、事故防止と事故の対応などが含まれる。

【資料13】 看護学実習に関する協定書

(2) 実習単位、主な内容、実習施設、時期、学生の配置、週間計画等

実習における目標を達成するため、「暮らしと地域を知る実習」(1単位)、「基礎看護学実習Ⅰ」(1単位)、「基礎看護学実習Ⅱ」(2単位)、「成人ヘルスケア実習Ⅰ」(2単位)、「成人ヘルスケア実習Ⅱ」(2単位)、「老年ヘルスケア実習Ⅰ」(2単位)、「老年ヘルスケア実習Ⅱ」(2単位)、「小児ヘルスケア実習」(2単位)、「ウイメンズヘルスケア実習」(2単位)、「精神ヘルスケア実習」(2単位)、「多職種連携実習」(1単位)、「地域・在宅ヘルスケア実習」(2単位)、「看護の統合実習」(2単位)の合計科目23単位で構成する。実習は1年次の「暮らしと地域を知る実習」

習」から、地域で暮らす人々を理解し発展的に看護を思考することができるように段階的に学習し、様々な場での看護が実践できる能力を修得できる構成となっている。

【資料 14】 科目ごとの実習計画

【資料 15】 科目ごとの週間計画

(3) 問題対応、きめ細やかな指導を行うための実習委員会の設置等

1) 実習委員会の設置

実習目的および目標の設定や達成、実習水準の確保、実習科目間の調整および大学と実習場所の調整を目的とし、実習委員会を設置する。実習委員会では、①実習目的および目標の達成にむけた課題の検討、②実習要項の検討と周知、③実習計画の策定、④実習指導者会の企画・実施、⑤実習オリエンテーションの計画・実施、⑥実習に関係した学生の安全確保に関する事項の検討、⑦実習教育のための FD 活動などを行うこととする。なお、実習委員会は、実習依頼している組織と大学の合同会議を定期的に主催し、大学の实習体制や課題について実習参加組織に公表し、意見交換を行う。

2) 少人数制による実習グループの配置

実習水準の確保のため、1 グループの学生数は 5 名を基本とし、基幹教員 1 名と実習指導者 1 名の配置を実習施設に依頼し、必要に応じて助手等を配置する。これにより、学生の修得レベルに応じた個別的な指導を行いつつ、実習目標の着実な達成に向けて支援を行う。

3) e-ポートフォリオを活用した学生の主体的学習の支援

大学既存の e-ポートフォリオを活用し、全段階における実習の学修成果と自己課題を、学生個々が継続的に省察を繰り返し、その思考を体得できるようにする。学生が e-ポートフォリオには、実習ごとに学生が体験したことを軸に、学生の目標に対する省察を個人情報保護に留意しつつ記載し、学生が自身の実習による学修過程を確認できるようにするとともにディプロマ・ポリシーの達成状況を把握できるようにする。e-ポートフォリオは講義科目でも活用し、学生が学期ごと、または科目ごとに学びを自己省察できるようになることを目指し、入学時より活用を推進する。

また各実習開始時に、e-ポートフォリオを担当教員に示し、それまでの実習の学修過程や課題について情報共有するのに役立つ。そして、実習の終了時には、学生は実習での学びと自己目標の達成度に関する省察を e-ポートフォリオに記載する。客観的な評価とするために学生の自己評価を、実習担当基幹教員との個別の面談において照らし合わせ、当該実習における学修成果と次回実習における課題を整理する。

e-ポートフォリオは、全教員の合意の基に作成し、活用法の共通認識が必要であるため、記載様式、活用法、記載上の留意点等については、FD等を開催する。

(4) 学生へのオリエンテーションの内容、方法

実習に先立ち、学生が実習を通して学ぶ意義を理解し、主体的に実習に取り組めるようにオリエンテーションを実施する。臨地実習は、同時期に一齐に実施する「暮らしと地域を知る実習」「基礎看護学実習Ⅰ」「基礎看護学実習Ⅱ」「多職種連携実習」「看護の統合実習」と、3年次後期中に開講する専門分野別にローテーションしながら実習するものに大別できる。よって、学年全体で共通理解すべき内容は全体オリエンテーションで実施する。

1) 全員が同時期に実習する科目

① 全体オリエンテーション

- ・カリキュラムから見た実習の位置づけ
- ・実習を通じた学修の意義と学修方法
- ・実習目的・目標
- ・実習の全体的スケジュール
- ・実習施設と実習グループ編制
- ・実習記録の説明
- ・実習評価について：単位認定に関する事項及び注意事項
- ・実習の心構え、守秘義務、SNSの利用に係る注意、事故の未然防止と発生した場合の対応
- ・健康管理、感染予防の徹底等
- ・災害時などの緊急時の行動
- ・連絡・報告の体制

② 実習施設別オリエンテーション

- ・実習施設の概要
- ・具体的な実習でのスケジュール
- ・実習施設での留意事項（連絡・報告・ケア実施時の注意・突発事態への対応など）
- ・実習施設ごとのスケジュール
- ・実習記録の提出方法
- ・事前学習
- ・実習施設への交通手段

2) 専門分野別のローテーション実習

全実習開始前に、全体オリエンテーションと専門分野の全般的なオリエンテーショ

ンを行う。専門分野における具体的な実習オリエンテーションは、実習初日に実施する。

① 全体オリエンテーション

- ・ 専門分野別実習を行う意義と学修方法
- ・ 実習の全体計画（ローテーション計画）
- ・ グループ編制と実習施設
- ・ 実習評価について：単位認定に関わる事項及び注意事項
- ・ 実習の心構え、守秘義務、事故の未然防止と発生した場合の対応
- ・ 健康管理、感染予防の徹底 等

② 専門分野の全般的なオリエンテーション

- ・ 専門分野別の実習の概要の説明
- ・ 各専門分野の実習に取り組む前に必要な事前準備 等

③ 専門分野別オリエンテーション

- ・ 実習科目の目的・目標の確認
- ・ 実習科目ごとの実習スケジュール
- ・ 実習事前学習
- ・ 実習記録、実習記録の作成、提出方法、実習評価の基準と方法
- ・ 実習施設への交通手段
- ・ 実習施設ごとの留意事項

【資料 16】 下関市立大学看護学部臨地実習要項

（5）実習の履修要件

各実習科目は、関連する講義・演習等の開講時期を踏まえて順序性に従って配置されているため、実習科目の履修にあたっては各学年の進級条件を満たしている必要がある。さらに後期開講の臨地実習科目及び選択である保健師コースの公衆衛生看護学実習は、以下の履修要件を設けている。

- 1) 基礎看護学実習Ⅱを履修しようとする場合は、ヘルスアセスメント、看護過程及び基礎看護学実習Ⅰの単位を修得済みであること。
- 2) 3年次配当の臨地実習科目を履修しようとする場合は、3年次前期に開講する専門教育科目における必修科目のすべての単位を修得済みであること。
- 3) 公衆衛生看護学実習を履修しようとする場合は、保健師コースを選択し、かつ、健康行動科学入門、健康行動科学方法論、公衆衛生看護活動論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、疫学・保健統計の単位をすべて修得済みであること。

(6) 実習までの抗体検査、予防接種等

入学後に実習先での感染防止のため麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、B 型肝炎の抗原抗体検査、結核の T-スポット検査の各項目について抗体検査を実施する。

感染症免疫状態を把握し、感染予防や予防接種の必要性について説明を行い、予防接種については学生の任意であるがワクチン接種を推奨する。また、保護者にもその旨の説明を行う。配慮を要する学生に対しては、その存在を常に意識し、個別に対応を行う。季節性感染症については実習委員会がその都度、把握に努め対策を立てる。各実習施設において特別な要請がある場合にも当該学生の実習前にその対策について検討する。

(7) 損害賠償責任保険、傷害保険等の対策等

臨地実習で起こる可能性のある事故に備えて、実習中の針刺し事故などの接触感染や院内感染、学生自身が受けた実習中の事故や学生が実習先の対象者や実習先の施設や備品に損害を与えた場合に加え、移動中の事故にも対応可能な損害賠償責任保険に加入する。

2. 実習の指導体制と方法

(1) 各グループのスケジュール表

各グループのスケジュール表は、学生配置表（資料 17）のとおりである。

【資料 17】 学生配置表

(2) 担当基幹教員の配置と指導計画

各実習は、各実習科目責任者の下、教授、准教授、講師、助教の基幹教員と必要時、全実習期間を通して助手を配置し、実習担当基幹教員の指導の下に実習指導を行う。基本的には、学生 5 人に対し、基幹教員 1 名を配置する。各実習科目責任者は、実習担当基幹教員から随時実習状況の報告を受け、必要に応じて関係機関との調整を行うとともに、学生に細やかな実習指導を行えるように支援を行う。また実習担当基幹教員は、実習指導者と実習展開法について綿密な打ち合わせを実施し、学生の主体性を最大限発揮できるように指導体制を整える。

【資料 18】 担当基幹教員配置表

【資料 19】 実習施設配置表

(3) 助手の採用基準、実習指導における役割、基幹教員との連携体制

助手は2名採用する。採用基準は看護系大学を卒業し、臨床において看護実践経験が3年以上あることとしている。

実習指導における助手の役割は

- ア. 実際の看護場面を通して、看護の役割モデルを提示する。
- イ. 学生が対象者の健康上の問題や看護行為の意味を理解できるよう助言や援助を行う。
- ウ. 対象者に関する情報や臨地で活用できる資源の情報提供を行い、学習の機会を拡げる。
- エ. 学生が対象者に安全かつ確実にケアを行えるように助言や支援をする。

助手は、基幹教員と綿密な打ち合わせと報告・連絡・相談を適宜行い、基幹教員の指導の下に学生指導を行う体制とする。

(4) 各段階における学生へのフィードバック、アドバイスの方法等

各実習開始時に、e-ポートフォリオを担当教員に示し、それまでの実習の学修過程や課題について情報共有するのに役立つ。

実習中は、実習の到達目標を学生と共に確認しながら、毎日実習の終了時に指導時間を確保し、当日の振り返りと翌日の実習目標と計画についてアドバイスを行う。さらに1週間に1日は学内実習とし学生へのフィードバックを時間をかけ丁寧に行える体制をとる。

実習の終了時には、学生は実習での学びと自己目標の達成度に関する省察をe-ポートフォリオに記載する。客観的な評価とするために学生の自己評価を、実習担当基幹教員との個別の面談において照らし合わせ、当該実習における学修成果と次回実習における課題を整理する。

(5) 学生の実習中、実習後のレポート作成・提出等

実習中のレポートは学生の学びを可視化し実習終了後も自己省察により深い学びを得られるものであり、学生個々の学習プロセスをたどる貴重な学修資料である。実習オリエンテーションの際に、日々の学びや省察、課題について記録し、適宜、教員や指導者に提出し助言を受けるよう指導する。

3. 大学と実習施設との連携体制と方法

(1) 実習前、実習中、実習後等における調整・連携の具体的方法

各実習施設における実習指導体制は、実習科目責任者（教授・准教授・講師）及び実習施設責任者と臨地実習指導者で、実習が円滑に行えるように常に綿密な打ち合わ

せ行う。

1) 実習前の調整・連携について

当該年度の実習開始前に、実習科目責任者及び実習担当基幹教員、実習施設責任者及び実習指導者で綿密な実習事前打ち合わせを実施する。実習の目的・目標、実習方法、実習学生数、実習学生名等を説明する。また、実習施設からの要望、実習教育上の留意点、実習施設の利用に関する注意、大学が準備する必要物品の確認等を行い実習環境の整備を行う。また、実習施設に関するオリエンテーションと学生の受け持ち対象の選定を依頼する。

2) 実習指導中の調整・連携について

実習グループ毎に実習開始時に実習担当基幹教員と実習指導者は打合せを行い、実習グループ及び学生の実習指導の方向性を確認する。実習指導者は、実習担当基幹教員と連携をとりながら学生が行う看護実践を直接指導する。実習担当基幹教員は、学生が実習の目的・目標に到達できるように指導・助言を行い、学生の学びの状況について実習指導者と密に情報を交換しながら学生の学びを促進させる。緊急時の連絡先・経路をフローチャートに示し、実習指導者と共有する。

3) 実習後の調整・連携について

実習グループ毎に実習終了時に実習担当基幹教員と実習指導者は振り返りを行い、指導上の課題や実習上の問題を共有し、実習環境や指導方法の改善に向けた調整を行う。当該科目の実習がすべて終了した時点で実習施設ごとに全体的なまとめ、振り返りを行い次年度に向けた改善点を実習指導者と共有する。

実習科目責任者は、実習担当基幹教員、実習施設責任者及び実習指導者、助手と当該年度の実習目標の到達度から実習環境と学生指導について振り返りを行う。また、指導上の課題を明確にし、それらを実習教育会議で報告し、次年度の実習教育計画に反映させる。

(2) 各施設での指導者の配置状況と連携会議等の開催計画

各実習施設においては、1グループに1名の臨地実習指導者の配置を依頼し、実習担当基幹教員と連携・協同して学生の指導にあたる。

実習開始及び実習終了後の年2回、全ての実習施設の実習施設責任者及び実習指導者を対象とした実習教育会議を開催し、実習指導体制の円滑化を図る。この会議は、実習上の報告や課題、指導に関する研修の機会とする。また、実習に関する連絡、報告、情報交換を通して、実習施設と大学教育との連携・協働体制の強化を図る。会議に参加するための費用は大学が負担する。

具体的内容としては、実習開始前の会議では、当該年度の実習計画の説明、実習指導者との打ち合わせを行い、実習終了後の会議では、当該年度の実習教育に関する評

価と教育的課題と解決策について検討・共有し、次年度の実習計画に反映する。

(3) 大学教育としての実習の質の確保に関する具体的な配慮方策

臨地実習に携わる臨地実習施設の指導者や管理者、直接実習指導に携わる看護職員を対象として、臨地実習指導者研修会を実習開始前に開催する。研修会では下関市立大学看護学部の設置目的や教育理念、教育カリキュラム、大学教育における実習指導の意義、実習目的・目標、臨地実習指導の方法について共通理解し、連携体制を整える。

(4) 緊急時の連絡体制

緊急時・災害発生時等の連絡ルートをフローシートに作り、学生・臨地実習指導者・実習担当基幹教員・助手が常にスムーズに連絡が取れる体制を確保する。

4. 単位認定等評価方法

(1) 各施設の指導者と大学側の指導者との評価方法・連携

各実習施設の実習指導者と大学の実習担当基幹教員は、当該実習の到達目標に関連した情報を共有し、形成評価を行いながら学生の実習指導にあたる。実習終了時には個々の学生の到達状況や課題について検討し連携を図る。

(2) 大学における具体的な成績評価体制、単位認定方法・基準

実習科目責任教員は、実習担当の基幹教員、助手、実習施設の実習指導者の意見を加味し、実習担当の基幹教員と協議し、各実習科目の目的・目標の到達状況について評価する。評価は、実習目標の到達度、学修資料、出席状況、実習やカンファレンスへの参加状況等を資料とする。

各実習科目の成績評価点は、秀（100～90）、優（89～80）、良（79～70）、可（69～60）、不可（59～0）の5段階で分類を行う。ただし、実習時間の3/4の実習参加がない場合には、当該実習科目の評価を受けることはできない。

Ⅷ 企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学

外実習を実施する場合の具体的計画

本学では、既存の経済学部において教養科目として外国研修（短期語学研修）を実施しており、看護学部の学生にも履修対象科目として開講する。

(1) 実習先の確保の状況

外国研修は、本学の協定校で実施する。毎年度、語学ごとの実習先を決定し、学生への周知及び募集を行う。

実習を行う協定校は以下のとおりである。

① 外国研修（英語）

コントラ・コスタ・カレッジ、ディアブロ・バレー・カレッジ、ロス・メダノス・カレッジ（以上アメリカ）、アルゴマ大学（カナダ）、グリフィス大学（オーストラリア）

② 外国研修（中国語）

北京大学、青島大学（以上中国）、銘傳大学（台湾）

③ 外国研修（韓国語）

東義大学校、木浦大学校、釜山外国語大学校（以上韓国）

(2) 実習先との連絡体制

本学では国際交流センターが窓口となり、相手方大学とメールや電話による連絡や情報の交換を行うことに加え、相互の訪問など、交流協定校として緊密な連携体制を保持している。

(3) 成績評価

外国研修は、長期休業期間を利用して集中講義で行われ、夏季休業期間の研修については当該年度の後期、春季休業期間の研修については翌年度の前期の単位となる。

Ⅸ 取得可能な資格

(1) 取得可能な免許・資格

看護学部看護学科で取得可能な免許・資格は、以下のとおりである。いずれも国家資格である。

- ア. 看護師国家試験受験資格
- イ. 保健師国家試験受験資格
- ウ. 養護教諭一種免許状
- エ. 養護教諭二種免許状（保健師国家試験合格後申請）
- オ. 第一種衛生管理者免許（保健師国家試験合格後申請）

(2) 免許・資格取得の条件

上記(1)記載の免許・資格の取得条件は、以下のとおりである。

- ア. 看護師については、卒業に必要な単位を修得することにより、看護師国家試験受験資格を取得できる。

- イ. 保健師については、卒業に必要な単位のほか、保健師課程で指定する 14 単位を修得することにより、保健師国家試験受験資格を取得できる。
- ウ. 養護教諭一種免許については、卒業に必要な単位のほか、養護教諭課程で指定する科目を修得し、都道府県教育委員会に申請することで取得できる。
- エ. 養護教諭二種免許については、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定められた科目を修得し、保健師国家試験に合格した者が、都道府県教育委員会に申請することで取得できる。
- オ. 第一種衛生管理者免許については、保健師国家試験に合格し、保健師免許交付後に都道府県労働基準局に申請することで取得できる。

X 入学者選抜の概要

1. 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

本学部は、人々の生命・尊厳・権利を尊重し、多様な価値観を豊かな人間性と柔軟な心で捉え、科学的思考に基づく洞察力と創造力をもって看護を主体的に実践し、地域住民の健康に寄与できる看護専門職者を育成する。このような人材を育てるためには、基礎的な知識・技能に加えて、思考力・判断力・表現力等の能力及び主体性・多様性・協働性のある人材を入学者として受け入れるため、アドミッション・ポリシーを以下のように設定した。

1. 看護学を学ぶために必要な基礎学力を有し、学習習慣が身についている人

看護学を学ぶ前提として、高等学校までに学習する教科・科目に関する基礎的な知識が必要です。特に文章や資料等を的確に理解するための「国語」や「英語」、科学的思考の基本となる「理科」「数学」、人の暮らしを理解するための「社会」等の知識が不可欠です。また日々の学習が習慣化している人を求めます。

2. 人の話を聴き、論理的に考え表現できる人

看護職は保健医療福祉分野の様々な人たちとの協働が不可欠です。人の意見を的確に理解し、物事を筋道立てて考え説明できる人を求めます。

3. 人や社会に関心をもち、良好な人間関係を築くことができる人

看護を実践するには良好な人間関係を築くコミュニケーション能力が求められます。人や社会に関心をもち、家族や友人をはじめとする周囲の人と積極的にコミュニケーションがとれる人を求めます。

4. 看護職を志し、協調性をもって意欲的に学ぶことができる人

看護職を目指す意志があり、他者と協力・協調しながら自己を高める努力ができ

る人を求めます。

5. 下関および周辺地域の保健医療福祉に貢献したいという思いがある人

下関および周辺地域で暮らす人々に関心を持ち、地域の保健医療福祉に貢献したいという思いのある人を歓迎します。

2. 入学者選抜

(1) 入学試験の区分及び募集人員等

本学部の入学定員は80人とし、入学者選抜の種別及び試験の内容、募集人員は以下のとおりとする。

種別		試験の内容	募集人員
学校推薦型選抜	全国推薦	書類審査、小論文審査、面接	12人
	地域推薦	書類審査、小論文審査、面接	23人
一般選抜	前期日程	大学入学共通テスト、小論文審査、書類審査、面接	35人
	公立大学中期日程	大学入学共通テスト、書類審査、面接	8人
特別選抜	社会人	書類審査、小論文審査、面接	1人
	帰国生徒	書類審査、小論文審査、面接	1人

※志願状況によっては、募集人員が増減することがある。

次に、一般選抜前期日程及び一般選抜公立大学中期日程において課す大学入学共通テストは、以下のとおりである。

		教科・科目名等	配点
必須	外国語	「英語」（リスニングを含む。）	200
必須	数学①	「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学A」から1	100
必須	国語	「国語」	200
必須	地理	「地理総合、地理探求」「歴史総合、日本史探求」「歴史総合、世界史探求」「地理総合、歴史総合、公共」	100
	歴史		
	公民	「公共、倫理」「公共、政治・経済」から1	
必須	理科	「物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎」「物理」「化学」「生物」「地学」から1	100

(2) 受験資格

各試験の受験資格は、以下のとおりである。

1) 学校推薦型選抜（全国推薦）

- ア. 高等学校等を当該年度（受験しようとする試験が実施される日を含む年度をいう。以下同じ。）に卒業（修了）した者又は卒業（修了）見込みの者（高等専門学校は第3学年修了見込みの者）
- イ. 調査書の全体の学習成績の状況（評定平均値）が3.5以上で、学校長が特に推薦する者
- ウ. 合格した場合、入学を確約できる者

2) 学校推薦型選抜（地域推薦）

- ア. 下関市、山陽小野田市又は北九州市に所在する高等学校等を当該年度に卒業（修了）した者又は卒業（修了）見込みの者（高等専門学校は第3学年修了見込みの者）。あるいは下関市、山陽小野田市及び北九州市以外に所在する高等学校等を当該年度に卒業（修了）した者又は卒業（修了）見込みの者（高等専門学校は第3学年修了見込みの者）のうち、本人又は扶養者が当該年度の4月1日から引き続き下関市内に住所を有する者（その認定は住民票等により行う）
- イ. 調査書の全体の学習成績の状況（評定平均値）が3.5以上で、学校長が特に推薦する者
- ウ. 合格した場合、入学を確約できる者
- エ. 卒業後、下関市及び周辺地域の保健医療福祉に貢献する意志を持つ者

3) 一般選抜試験（前期、公立大学中期）

次のいずれかに該当する者又は当該年度末までにこれに該当する見込みの者

- ア. 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- イ. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- ウ. 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- エ. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- オ. 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- カ. 文部科学大臣の指定した者
- キ. 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検

定に合格した者を含む。)

- ク. その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

4) 特別選抜（社会人）

当該年度の3月31日までに満23歳に達し、社会人の経験を5年以上有する者で、3)一般選抜試験の受験資格を有するもの

5) 特別選抜（帰国生徒）

日本国籍を有する者又は日本国の永住許可を得ている者で、次のいずれかに該当するもの。

- ア. 外国において、学校教育における12年の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を当該年度の前年度（以下「前年度」という。）の4月1日から当該年度の3月31日までに卒業（修了）した者又は卒業（修了）見込みの者*で、最終の学年を含め2年以上継続して外国において学校教育を受けているもの又は外国で受けた学校教育が9年を超えるもの

*文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設に在籍した者については、その期間を外国において学校教育を受けたとはみなさない。

- イ. スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を前年度又は当該年度に外国において取得した者
- ウ. ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を前年度又は当該年度に取得した者
- エ. フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を前年度又は当該年度に取得した者
- オ. グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国において大学入学資格として認められているジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を前年度又は当該年度に取得した者
- カ. アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ、同国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル、同国マサチューセッツ州に主たる事務所が所在する団体であるニューイングランド・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ又はオランダ王国南ホラント州に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズから教育活動等に係る認定を受けた教育施設に置かれる12年の課程を前年度の4

月 1 日から当該年度の 3 月 31 日までに修了した者

キ. その他本学において、上記アからカまでと同等であると認めた者

(3) 各入学者選抜方法とアドミッション・ポリシーの関係

各入学者選抜方法とアドミッション・ポリシーの関係は以下のとおりである。

種別		試験内容		AP1	AP2	AP3	AP4	AP5
学校 推薦 型選 抜	全国推薦	書類審査	調査書	○		○		
			志願理由書		○		○	○
		小論文審査		○	◎			
		面接			○	○	○	○
	地域推薦	書類審査	調査書	○		○		
			志願理由書		○		○	○
		小論文審査		○	◎			
		面接			○	○	○	◎
一般 選抜	前期日程	大学入学共通テスト		◎				
		小論文審査		○	◎			
		書類審査	調査書	○		○		
			面接		○	○	○	○
	公立大学 中期日程	大学入学共通テスト		◎				
		書類審査	調査書	○		○		
			面接			○	○	○
	特別 選抜	社会人	書類審査	履歴書	○			
調査書				○		○		
志願理由書					○		○	○
小論文審査			○	◎				
面接				○	○	○	○	
帰国生徒		書類審査	履歴書	○				
			調査書	○		○		
			志願理由書		○		○	○
		小論文審査		○	◎			
		面接			○	○	○	○

◎特に重視する要素／○重視する要素

学校推薦型選抜は、AP1 を調査書の書類審査及び小論文審査、AP2 を志願理由書の書類審査、小論文試験及び面接、AP3 を調査書の書類審査及び面接、AP4 と AP5 を志願理由書の書類審査及び面接の測定結果にて総合的に評価することで入学者を選抜する。なお、学校推薦型選抜については、小論文審査の AP2 と地域推薦においては面接の AP5 を重点的に測定、評価する。

一般選抜（前期日程）は、AP1 を大学入学共通テスト、小論文審査及び調査書の書類審査、AP2 を小論文審査及び面接、AP3 を調査書の書類審査及び面接、AP4 と AP5 を面接の測定結果にて総合的に評価することで入学者を選抜する。なお、一般選抜（前期日程）は、大学入学共通テストの AP1 と小論文審査の AP2 を重点的に測定、評価する。

一般選抜（公立大学中期日程）は、AP1 を大学入学共通テスト及び調査書の書類審査及び小論文審査、AP2 を面接、AP3 を調査書の書類審査及び面接、AP4 と AP5 を面接の測定結果にて総合的に評価することで入学者を選抜する。なお、一般選抜（公立大学中期日程）は、大学入学共通テストの AP1 を重点的に測定、評価する。

特別選抜（社会人）及び特別選抜（帰国生徒）は、AP1 を履歴書と調査書の書類審査及び小論文審査、AP2 を志願理由書の書類審査、小論文試験及び面接、AP3 を調査書の書類審査及び面接、AP4 と AP5 を志願理由書の書類審査及び面接の測定結果にて総合的に評価することで入学者を選抜する。なお、特別選抜（社会人）及び特別選抜（帰国生徒）については、小論文審査の AP2 を重点的に測定、評価する。

3. 入学試験実施体制

入学試験の実施にあたっては、下関市立大学入学者選抜に関する規程（資料 20）に基づき行われる。学生募集や入学者選抜の概要は、年度の当初に定め、早い時期に大学ホームページ等を通じて広く受験生に周知する。

入学試験の実施業務は学長の指示により学内に設置する入試委員会が中心となっており、試験ごとに学長を本部長とする試験実施本部が設けられ、監督者などの必要な人員を入試委員会が適宜配置し、詳細なマニュアルを示す。また、運営にあたる教職員向けに研修会や説明会を実施し、中立かつ公平・公正に適切な試験を行うこととする。

合否判定の決定は、教授会の意見聴取を行ったうえで学長が合格者を決定する。

【資料 20】 下関市立大学入学者選抜に関する規程

4. 正規学生以外の受入れ

科目等履修生や特別聴講学生については、既存の経済学部でも受入れを行っており、看護学部においても、授業に支障のない限り、受入れを行う。具体的には、講義科目のみを対象とし、定員を満たしていない等、正規学生の受講の妨げとならない場合に、履修を可能とするものである。

X I 教育研究実施組織等の編成の考え方及び特色

1. 教育組織の編成の考え方

本学部は、下関市立大学の求める教員像（資料 21）及び下関市立大学における教員組織の編成に関する基本方針（資料 22）に基づき、人々の生命・尊厳・権利を尊重し、多様な価値観を豊かな人間性と柔軟な心で捉え、科学的思考に基づく洞察力と創造力をもって看護を主体的に実践し、地域住民の健康に寄与できる看護専門職者を育成するという目的を実現するために、基盤教育、教養教育の分野、専門基礎教育、専門科目の各分野（基盤看護、臨床看護、子どもと家族の看護、地域看護、看護の統合）において、学問領域、職位構成、年齢構成、実務経験等における適切なバランスを配慮しながら高度な専門的知識と技能を有する教員組織を編成している。

教員組織は、講座制をとらず、カリキュラムの区分に従い、「看護の基盤・統合」（指定規則の教育内容でいう「専門基礎」「基礎看護学」「看護の統合と実践」に所属する教員）、「臨床看護」（指定規則の教育内容でいう「成人看護学」「老年看護学」に所属する教員）、「子どもと家族の看護」（指定規則の教育内容でいう「小児看護学」「母性看護学」に所属する教員及び養護担当教員）、「地域の看護」（指定規則の教育内容でいう「精神看護学」「地域・在宅看護論」「公衆衛生看護学」に所属する教員）の 4 つに分ける。

各分野の教員配置は、次のとおりである。

分野	教授	准教授	講師	助教	助手
看護の基盤・統合	3 人	2 人	3 人	2 人	
臨床看護	2 人	1 人	2 人	4 人	2 人
子どもと家族の看護	1 人	2 人	3 人	3 人	
地域の看護	3 人	1 人	1 人	5 人	

本学部の基幹教員は、「看護の基盤・統合」で博士取得者 7 人、修士取得者 3 人、

「臨床看護」で博士取得者 3 人、修士取得者 6 人、「子どもと家族の看護」で博士取得者 2 人、修士取得者 7 人、「地域の看護」で博士取得者 2 人、修士取得者 7 人であり、高度な専門的知識を有する者で構成される。

また、本学部の基幹教員全員が実務家教員である。1 人は医師、1 人は養護教諭の経験を有し、この 2 人を除き、残りの 36 人は、全員、本学部で資格取得を目指す看護師の免許を有しており、さらに、保健師又は助産師の免許を有する者もいる。

【資料 21】 下関市立大学の求める教員像

【資料 22】 下関市立大学における教員組織の編成に関する基本方針

2. 研究の分野及び研究体制

本学部の主な研究分野は看護学である。また、基幹教員の学位の分野は、医学、看護学及び保健学が中心である。

研究の推進に当たっては、上記の 4 分野における分野内の共同研究等のもとより、分野を越えての協力・連携体制を、教授を中心に構築する。地域で暮らす人々の健康と生活を支える教育と研究を実践するために、各分野の教授の指示でチームを組み、積極的に地域に入る予定である。

また、本学部内の教員のつながりだけではなく、データを活用した研究を推進するために本学データサイエンス学部教員との連携、地域研究を行っている本学経済学部教員との連携、そして、地域の医療機関や保健福祉機関との共同研究を推進する。これらのコーディネートも、各分野の教授を中心に行う。

3. 教員の年齢構成

本学部の基幹教員 38 人の完成年度末における年齢構成は下表のとおりである。「30 歳以上 39 歳以下」が 2 人、「40 歳以上 49 歳以下」が 5 人、「50 歳以上 59 歳以下」が 21 人、「60 歳以上 64 歳以下」が 4 人、「65 歳以上 69 歳以下」が 4 人、70 歳以上が 2 人となっており、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障がない。

<基幹教員の職階・年齢構成(令和 11 年 3 月 31 日現在)>

年齢	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70 歳以上	計
教授			5 人		2 人	2 人	9 人
准教授			5 人		1 人		6 人
講師		2 人	5 人	1 人	1 人		9 人
助教	2 人	3 人	6 人	3 人			14 人

公立大学法人下関市立大学職員就業規則（資料 23）により規定している本学の定年は満 65 歳であり、完成年度末において定年を超える者及び定年を迎える者が合計で 6 人（15.8%）いるため、定年を超える教員の専門分野に係る若手教員の採用手続きを完成年度までに行う。なお、このうち 5 人の教員は、下関市立大学特命教員に関する規則（資料 24）に基づき、完成年度まで勤務することは可能であり、教育研究実施組織の継続に問題はない。

完成年度以降も、年齢構成等を踏まえた教員採用計画を策定し、教員の採用を行うことで、教育研究体制の継続及び充実を図る。

教員の採用計画は、以下のとおりである。

〈教員採用計画〉

採用準備の時期	採用予定人数	着任予定日
令和 10 年（2028 年）度	6 人	令和 11 年（2029 年）4 月 1 日
令和 14 年（2032 年）度	1 人	令和 15 年（2033 年）4 月 1 日

※途中退職等により欠員が生じた場合は、適宜、採用を行う。

【資料 23】 公立大学法人下関市立大学職員就業規則（抜粋）

【資料 24】 下関市立大学特命教員に関する規則

4. 教育研究実施組織等の編成

教育研究活動等の運営や厚生補導等が組織的かつ効果的に行われるよう、教学・学生支援に関する学務部や学生の就職支援に関するキャリアセンターのほか、経営企画部、総務部、入試部、図書課、地域連携課、国際交流課で事務組織を編成しており、教員と事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制が確保されている。

X II 研究の実施についての考え方、体制、取組

本学においては、公立大学法人下関市立大学職員倫理規程（平成 19 年規程第 26 号）（資料 25）、公立大学法人下関市立大学における公的研究費の不正防止に関する規程（平成 19 年規程第 112 号）（資料 26）及び公立大学法人下関市立大学における人を対象とする研究に関する倫理規程（令和 2 年規程第 76 号）（資料 27）を定め、教育研究活動が、構成員の高い倫理意識のもと公正に行われるよう努めている。また、「研

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく運営管理の責任体制を構築し、当該旨を本学ホームページで公表している。

さらに、ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター（以下「URA」という。）による研究の支援及び推進を行うことにより、本学の研究の一層の発展に寄与し、その成果を社会に還元することを目的として、下関市立大学URA室（以下「URA室」という。）を令和5年4月に設置した（資料28）。URA室においては、以下における業務を行う。

- ア. 国内外の競争的資金に係る情報収集、分析及び申請支援
- イ. 国内外の研究機関等との連携の企画、提案及び調整
- ウ. 研究プロジェクトの立案支援に向けた研究推進体制の検討及び提案
- エ. 研究プロジェクトに関わるイベント開催支援
- オ. 研究広報の企画、提案及び調整
- カ. 研究・産学連携に係るリスクマネジメント及び倫理コンプライアンス等の学内啓発
- キ. その他研究推進に関する必要な事項

このほか、令和5年度から、新学部設置準備のため経済学部以外の所属の教員が着任したことに伴い、定期的に研究会を開催することになった。月に1回程度、お互いの研究内容を発表し、教員間の交流を深めることで、異分野の研究者による共同研究が進みつつある。

【資料25】 公立大学法人下関市立大学職員倫理規程

【資料26】 公立大学法人下関市立大学における公的研究費の不正防止に関する規程

【資料27】 公立大学法人下関市立大学における人を対象とする研究に関する倫理規程

【資料28】 下関市立大学URA室設置要綱

ⅩⅢ 施設、設備等の整備計画

1. 校地、運動場の整備計画

(1) 校地について

看護学部は、既存の経済学部及びデータサイエンス学部と同じキャンパス内に設置する。これにより、学生の交流がさらに促進されることを期待する。

本学が所有する校地面積（グラウンドを除く。）は48,008㎡であり、大学設置基準第37条第1項で規定する基準（21,600㎡）を満たしている。当該校地は、平成19年4月1日に公立大学法人化する際に下関市から出資されたものである。また、後述す

る看護学部用の新校舎の敷地は、現在は下関市から無償で借りているが、新校舎完成後に市から本学（法人）に出資予定である。

（２）運動場・スポーツ施設について

運動場の面積は 10,054 m²、体育館（増設された武道場部分を含む。）の面積は 3,521.95 m²である。運動場及び体育館は、スポーツ実践 A 及び B の授業で利用するほか、学生が課外活動で利用する。

このほか、スポーツ施設としては、弓道場及び学内テニスコート（2 面）を有し、主に学生の課外活動で利用する。

（３）学生の休息その他の利用のための適当な空地の整備状況について

（１）で説明したとおり、設置基準を上回る校地を有しており、校地内にベンチを設置するなど、学生及び教職員が休息できるスペースは確保できている。

看護学部開設時には、新しく整備するプロムナードが完成し、緑化、談話スペースの設置などにより、学生や教職員の休息の場の更なる充実が図られる。

2. 校舎等施設の整備計画

（１）教員研究室について

新たに看護学部用に整備する校舎内に、基幹教員数の研究室を確保する。4 階建ての新校舎のうち、4 階部分に 25 の研究室を設置する。看護学部の基幹教員数 38 人、助手 2 人であるため、全て個室ではないが、教授及び准教授は個室、講師は 2 人で 1 室、助教及び助手は 3～4 人で 1 室を利用予定である。個室又は少人数での利用であるため、教育上の情報管理等の機密性は担保される。

研究室の広さは、教授、准教授、講師用は約 23 m²、助教及び助手用は約 29 m²であり、オフィスアワー等の学生対応も可能な広さである。

（２）教室について

1) 新校舎の整備

令和 7 年 1 月完成を目指して、新校舎を建設中である。建設主体は、公立大学法人下関市立大学の設立団体である下関市で、将来的には、法人へ出資される予定である。

新校舎は、主として看護学部の教育及び研究で利用することを想定している。校舎の概要は、次のとおりである。

階	室名	面積 (m ²)	個数 (室)	主な用途・概要など
1	講義室	121	2	講義用教室。90 人程度収容が可能
	演習室	48	2	演習室(2)は仕切りで 2 室にすることが可

	ラウンジ	76	1	学生の休憩スペース。机、椅子を設置
	事務室等	99	1	事務職員執務室。印刷室、保健室、相談室も設置
	学部長室	43	1	
	女子更衣室	142	1	320人分のロッカーを設置
	男子更衣室	34	1	48人分のロッカーを設置
2	看護学実習室 1	206	1	沐浴練習台 10 台設置。演習で使用。
	看護学実習室 2	176	1	居宅をイメージした浴室・トイレ等を設置。演習で使用
	準備室	98	1	実習室で使用する器具・備品、消耗品等を保管。洗濯機を設置
	講義室	118	1	演習・講義用教室
	ゼミ室	23	10	演習の復習、実習の振り返り等を行う。各部屋にパソコン 1 台設置。
	学生ラウンジ	98	1	学生の休憩スペース。椅子・テーブル等を設置
3	看護学実習室 3	237	1	実習室 3、4 あわせて 22 台のベッドを設置。演習で使用
	看護学実習室 4	180	1	
	準備室	226	1	実習室で使用する器具・備品、消耗品等を保管
	講義室	118	1	演習・講義用教室
	演習室	23	10	演習の復習、実習の振り返り等を行う。各部屋にパソコン 1 台設置。
	スキルスラボ	24	2	シミュレーション教育を実施
	学生ラウンジ	58	1	学生の休憩スペース。椅子・テーブル等を設置
4	研究室	23	22	教員研究室
	助教室	29	3	助教・助手の研究室
	会議室	100	1	学部の大規模会議等で利用
	ミーティングルーム	27	2	少人数での会議などで利用
	印刷室	21	1	軽印刷機、コピー機を設置

※面積は、小数点以下四捨五入

看護学部看護学科の 1 学年の定員は 80 人である。

専門科目のうち、一度に全員の履修を想定している講義科目は、主に 1 階の講義室

を使用する。各種演習は、2階又は3階の看護学実習室を利用する。講義室及び看護学実習室には、電動スクリーン（120インチ6台、天吊プロジェクター6台を設置し、画面を共有した授業においても支障がないようにする。また、看護学実習室の横に講義室を配置することで、看護学の知識や技術の習得を一体的に行えるようにする。

演習の復習や、実地実習の振り返りなどは、2階のゼミ室又は3階の演習室を利用する。パソコンを設置し、少人数での自主的学習にも対応する。

また、設備としては、モデル人形を使った演習を行うことで、臨地実習にスムーズに移行できるようにする。さらに、3階の看護学実習室に設置するベッドのうち10台は、実際に酸素吸入ができる設備を設置し、より臨床に近い状況を体験できるようにする。

このような臨床現場に近い設備を設置することは、学生がよりリアルな体験を行うことができるだけでなく、大規模災害が生じた場合の救助施設の代用となることが可能となり、地域の安心・安全に貢献することとなる。

2) 既存教室の活用

本学には、A講義棟、B講義棟及び本館に教室がある。

基盤教育、教養教育及び教職科目（養護教諭に限定されるものを除く。）のほとんどは経済学部生、データサイエンス学部生と一緒に受講することが想定され、既存のこれらの教室を利用することになる。

また、B講義棟及び学術センター1階には、自習スペースを設けており、看護学部の学生は、新校舎のゼミ室・演習室のほか、これらの自習スペースも利用できる。他学部の学生と一緒に学ぶことで、多様性の涵養に資するものとする。

それぞれの講義棟の教室数は、次のとおりである。

【A講義棟】

区分	教室定員及び数
大規模教室	400人（1室）、300人（1室）
中規模教室	200人（1室）、150人（1室）
小規模教室	96人（2室）、72人（4室）、45人（2室）、24人（1室）
コンピュータ実習室	84人（1室）、68人（1室）
LL教室	54人（1室）、48人（1室）

【B講義棟】

区分	教室定員及び数
----	---------

大規模教室	500 人 (1 室)
中規模教室	200 人 (2 室)
小規模教室	36 人 (2 室)
演習室	30 人 (1 室) 、 27 人 (1 室) 、 24 人 (9 室) 、 18 人 (6 室)
コンピュータ 実習室	40 人 (1 室)

【本館】

区分	教室定員及び数
中規模教室	144 人 (1 室)
小規模教室	56 人 (1 室) 、 45 人 (3 室)

なお、時間割・教室割は、資料 29 のとおりで、授業の開講に支障はない。

【資料 29】時間割・教室割（案）

3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

(1) 図書館の整備計画について

図書館は、既存の経済学部、令和 6 年度新設のデータサイエンス学部との共同利用となる。

図書館施設は、地下 1 階、地上 3 階の学術センター内に、閲覧室 (2・3 階)、学習室、書庫、集密書庫などからなる 2,916.90 m²の延床面積となっており、3 階には無線 LAN を開放した PC 利用室も設けている。平成 24 年度には、将来の蔵書の増加を見込み、約 13 万冊が収容可能な集密書庫を別棟として建設し、全体の蔵書収容能力は 42 万冊である。

閲覧室の座席数は 198 席 (1 階の自習スペースの席を除く。) で、大学全体 (大学院を含む。) の収容定員数 2,180 人の 1 割近くを確保しており、教育研究上の支障はない。

開館時間は、学生の長期休業期間を除き、平日は午前 9 時から午後 8 時 30 分、土曜日・日曜日は午前 9 時 30 分から午後 5 時までとなっている。学生の長期休業期間中は、午前 9 時から午後 5 時まで開館している。

デジタルサービスについては、蔵書の検索にはデータベースの OPAC を完備し、図書や雑誌を始め、年鑑・統計、白書、逐次刊行物など全ての所蔵資料を、オンラインにより学内外から検索できるようになっている。また、司書資格を有する職員を配置し、レファレンス機能の充実も図っている。

(2) 図書及び雑誌について

教育・研究に関する図書については、経済学部の単科大学として、主に経済学及び経営学を中心とした図書・雑誌等をこれまで整備してきた。令和5年5月1日現在、和書が238,516冊、洋書が35,193冊の計273,709冊を、また、学術雑誌として和書を4,640種、洋書を482種の計5,122種を蔵書している。令和6年度開設のデータサイエンス学部用にさらに図書・雑誌等や電子リソースの充実を図っている。

看護学部の設置に当たっては、関係図書を新たに購入する。当初購入冊数は、和書3,307冊、洋書59冊、電子図書(和書)675冊、電子図書(洋書)12冊の計4,053冊、和雑誌17種、洋雑誌(電子)9種の計26種である。学術雑誌の購入予定リスト及び利用予定のデータベースは、資料30のとおりである。

【資料30】学術雑誌購入リスト及びデータベースの一覧

(3) 他の大学の図書館等の連携について

他大学図書館とは、文献複写や相互貸借など、互いに不足する資料を補う相互協力(ILL)を積極的に行っている。また、機関リポジトリやML(ミュージアム&ライブラリー)連携企画など、山口県大学図書館協議会を通じた周辺大学との共同活動も行っており、資料だけでなく、人的交流による繋がりによっても研究成果の発展を積極的に試みている。

このほか、下関市内には下関市立大学を含め5つの高等教育機関があり、それぞれ異なる専門分野を有していることから、市内の高等教育機関に在学する学生は、一般利用者よりも有利な条件で他の高等教育機関の図書館を利用できるよう、平成23年4月に「下関市内5高等教育機関附属図書館相互利用協定」(資料31)を締結し、図書館の利用促進を図っている。

これらの他大学との連携は、看護学部の学生においても同様に利用できるものとする。

【資料31】下関市内5高等教育機関附属図書館相互利用協定

XIV 管理運営

1. 教学マネジメント会議及び学部教授会

教学に関する事項は、大学全体については「教学マネジメント会議」において、看護学部については「看護学部教授会」において審議し、又は意見を述べる。教学マネ

ジメント会議及び看護学部教授会において審議したもののうち、公立大学法人下関市立大学定款第 26 条に規定するものは、教育研究審議会の議を経ることとなる。

以下、教学マネジメント会議及び学部教授会について、役割、所掌事項、構成員及び開催頻度について記載する。

【教学マネジメント会議】（資料 32）

① 役割

下関市立大学における教学運営の重要事項を検討するとともに、教学改革を遂行する。

② 所掌事項

- ア. 教学運営の重要事項に関すること。
- イ. 教学改革に関すること。
- ウ. 内部質保証に関すること。

③ 構成員

- ア. 学長
- イ. 副学長
- ウ. 学長が指名する職員 若干名（各学部長など）

④ 開催頻度

1～2 か月に 1 度

【看護学部教授会】

① 役割

学校教育法第 93 条第 1 項の規定により設置

② 所掌事項

学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べる。

- ア. 学生の入学、卒業及び課程の修了
- イ. 学位の授与
- ウ. 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が定めるもの

このほか、学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

③ 構成員

看護学部の基幹教員

④ 開催頻度

1～2 か月に 1 度（予定）

【資料 32】 下関市立大学教学マネジメント会議規程

2. 教務委員会及び学生委員会

学部に教務委員会及び学生委員会を設置する。

以下、教務委員会及び学生委員会について、所掌事項、構成員及び開催頻度について記載する。

【看護学部教務委員会】

① 所掌事項

カリキュラム運営に関すること（実習運営を含む。）。

② 構成員

4つの分野（「看護の基盤・統合」「臨床看護」「子どもと家族の看護」「地域の看護」の4つの分野をいう。以下同じ。）から学部長が指名する者 各2人ずつ（合計8人）

③ 開催頻度

おおむね1か月に1度

【看護学部学生委員会】

① 所掌事項

看護学部生の厚生補導に関すること。

② 構成員

4つの分野から学部長が指名する者 各2人ずつ（合計8人）

③ 開催頻度

おおむね1か月に1度

3. 学部長及び副学部長

学部には、既存の経済学部と同様に、学部長及び副学部長を置く。

学部長は、学長を助け、学部に関する業務を掌理する。学部長の選任は、学部の教授の中から学長の申出により行う。

副学部長は、学部長の業務を補佐して学部に関する校務をつかさどる。副学部長の選任は、学部の教授又は准教授の中から学部長の推薦に基づき学長が行う。

【資料 33】 下関市立大学の運営組織等に関する規程

XV 自己点検・評価

本学は、自己点検・評価に関して、下関市立大学学則第2条に「自己評価等」と見

出しをつけ、「教育研究水準の向上によって本学の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、教育方法の改善のため、組織的な取組を行う」と規定して、自主的に自己点検・評価を行うことを明確にしている。具体的には、理事長が議長となり、学長、副学長、部長等を委員とする「公立大学法人下関市立大学経営戦略・点検評価会議」（以下「経営戦略・点検評価会議」という。）（資料 34）を設置し、経営戦略・点検評価会議が各部局の年度計画の内容、実績評価を行うとともに、年度の途中においては、各部局から進捗状況の報告を求め、必要に応じて指摘を行っている。理事長が議長となっている理由については、後述の地方独立行政法人法による計画の策定及び自己評価の業務を当該会議が担っているからである。

自己点検及び評価の結果については、「点検評価報告書」としてとりまとめ、本学ホームページで公表している(<https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/hojin/#kouhyo>)。

自己点検・評価に加え、本学の教育研究活動の総合的状況について、学校教育法第 109 条第 2 項に規定する認証評価機関の評価を受けることとしており、平成 17 年度、平成 22 年度及び平成 28 年度は公益財団法人大学基準協会の評価を受けた。また、令和 4 年度は、点検評価ポートフォリオを作成し、一般財団法人大学教育質保証・評価センターの評価を受けた。認証期間は 7 年間であるが、本学は、公立大学法人化により、地方独立行政法人法の適用も受け、中期目標・中期計画の期間が 6 年間であることから、1 年前倒しで受審し、当該結果が、中期計画の教育・研究の分野の評価に反映されるように対応している。

外部の評価としては、地方独立行政法人法第 78 条の 2 の規定により、中期目標期間の 4 年度終了後及び中期目標期間終了後に下関市公立大学法人評価委員会（外部委員 5 人で構成）の評価を受ける。評価委員会は評価結果を下関市長に報告するとともに公表し、報告を受けた下関市長は下関市議会に報告している。

【資料 34】公立大学法人下関市立大学経営戦略・点検評価会議規程

XVI 情報の公表

大学が保有する情報は、学校教育法及び同法施行規則並びに地方独立行政法人法で公表が義務化されているものはもちろんのこと、広く大学の教育研究活動を周知するために、「自己点検・評価報告書」「法人規程集」「審議会議事要録」「教員業績評価」「教員用自己点検・評価シート分析報告書」などを本学ホームページで公表している。

また、ホームページ上の公表だけでなく、大学の理念や目的、教育の特色などを記載した「大学案内」や大学の活動状況を報告する「大学広報」（年3回発行）を紙媒体で作成し、広く関係団体に送付している。

なお、学校教育法施行規則で規定された項目を掲載しているホームページのアドレス等は以下のとおりである。

- ア. 大学の教育研究上の目的及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関すること
（掲載場所）ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表（法定事項） > 大学の教育研究上の目的
<https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/kyoiku/mokuteki.html>
- イ. 教育研究上の基本組織に関すること
（掲載場所）ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表（法定事項） > 教育研究上の基本組織
<https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/kyoiku/soshiki.html>
- ウ. 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が保有する学位及び業績に関すること
（掲載場所）ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表（法定事項） > 教員情報
<https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/kyoiku/kyoin.html>
- エ. 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
（掲載場所）ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表（法定事項） > 入学、卒業後の進路の状況
<https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/kyoiku/shinro.html>
- オ. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
（掲載場所）ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表（法定事項） > 授業に関すること
授業科目 <https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/students/kyomu/kamoku.html>
シラバス <https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/kyoiku/jugyou.html>
年間授業計画 <https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/students/kyomu/schedule.html>
- カ. カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
（掲載場所）ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表（法定事項） > 学修の評価、卒業認定基準等

- https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/kyoiku/hyoka_kijun.html
- キ. 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
(掲載場所) ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表(法定事項) > 教育研究環境
<https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/kyoiku/kankyou.html>
- ク. 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
(掲載場所) ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表(法定事項) > 授業料、入学料その他の費用
<https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/kyoiku/hiyou.html>
- ケ. 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
(掲載場所) ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表(法定事項) > 学生支援
<https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/kyoiku/shien.html>
- コ. その他(教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果 等)
(掲載場所) ホーム > 大学概要 > 法人情報 > 各種規程
<https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/hojin/kitei.html>
(掲載場所) ホーム > 大学概要 > 法人情報 > 公表事項
<https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/hojin/#kouhyo>
- カ. 大学院の修士論文に係る評価の基準
(掲載場所) ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表(法定事項) > 学修の評価、卒業認定基準等
https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/kyoiku/hyoka_kijun.html#4

XVII 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

1. 現在の取組状況

法人の第3期中期計画では、「FDの組織的な実施により教員の資質向上を図るとともに、教員間で情報共有しながら、全学的に授業及び授業支援の改善を推進する」と定め、これに沿った年度計画を毎年、策定している。

主な取組は、以下のとおりであり、この取組は、従前はFD委員会が中心となっていたが、総合大学化も視野に入れた組織の見直しにより、当該FD委員会はいったん廃止し、2020年度から2022年度までは教学マネジメント会議(議長は学長)が担当していた。現在は、FD・SD委員会(資料35)を設置し、学長が指名するも

のが委員長となり、また、各学部の副学部長や事務職員が委員となって、教職協働での取組となっている。

(1) 授業評価アンケートの実施

各学期に学生に対して授業評価アンケート（資料 36）を実施する。アンケート結果は、教員に通知され、教員は「自己・点検評価シート」（資料 37）に授業評価アンケートの結果を踏まえた課題・自己評価を記載する。教学マネジメント会議は、当該シートの分析を行い、分析結果を本学ホームページに掲載することで、教職員のみではなく、学生にも公表している。

2023 年度春学期の分析結果は、以下に掲載している。

https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/handbook/images/2023_haru_hyoka_bunseki.pdf

(2) FDワークショップ、FDフォーラム

FDワークショップ、FDフォーラムを開催し、学内外の情報を共有しながら授業への活用を図っている。対象は、教員のほか、事務職員も参加できる。

2022 年度はアクティブラーニングについて、他大学の教員を招いて事例報告を行い、2023 年度は経済学部の単科大学からデータサイエンス学部（令和 6 年 4 月開設）、看護学部を加えた総合大学となることを見据えて、他大学の副学長を招いて「総合大学化に向けた意識と行動の変革」と題した研修を行った。

【資料 35】 下関市立大学FD・SD委員会規程

【資料 36】 授業評価アンケート

【資料 37】 自己点検・評価シート

2. 看護学部での取組予定

(1) の取組は、看護学部でも同様に行う。FD・SD委員会は、各学部から副学部長が委員として構成員となっており、他学部のFDの取組も情報共有できる仕組みとなっている。

また、看護学部の教員と実習受入施設（病院など）の看護師等との研修会を開催し、コミュニケーションを図るとともに、現場の意見を聴きながら、教育研究が臨床と大きくかけ離れることがないようにする。実習受入施設の担当者（看護師等）においても、このような研修会を通じて、本学の教育理念の理解を深めるとともに、学生に有意な実習が実施できるようにする。

XVIII 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

1. 教育課程内の取組について

本学では、キャリア教育科目を教養科目として位置づけており、看護学部の学生も受講可能である。キャリア教育は、学生が卒業後も自らの資質を向上させ、社会的・職業的自立を図るうえで必要な能力を育むことを目的としている。

キャリア教育科目として開講する科目及びその概要は、以下のとおりである。

科目名	授業概要
キャリアデザイン A	現在の社会、経済、労働環境を理解し、それが今後どのように変化していくのかを考える。そして、自らのキャリアを主体的に考え、自ら切り拓いていくために必要な知識・態度・スキルを身につける。
キャリアデザイン B	社会で活躍している卒業生から話を聞くことで、働くことや世の中で求められている能力、自らの適性について考える。
キャリアデザイン C	業界を研究することで視野を広げ、社会を俯瞰する中から働くことへの具体的なイメージを学び取り、自らのキャリア形成につなげる。

また、専門科目の基盤看護では、1年次後期に選択科目として「ナーシングキャリアデザイン」を開講する。当該科目の概要は、「学生が進もうとする看護専門職としてのナーシングキャリアについて早期からイメージし、自らの課題や目標を明確にして学びに取り組む自己研鑽力を養う。大学教育で学ぶ看護とは看護の基礎である。1年次より、卒業後の進路を考え、看護職に求められている社会のニーズ、自らが目指す看護職とは何か、看護職としてのキャリア高めていくためには、やりたいこと、すべきこと、どのような学びが必要か、自己実現に向けたキャリアデザインを探求する姿勢を身につける。」であり、看護専門職者としてのキャリアを早い時期から意識するようになっている。

2. 教育課程外の取組について

本学では、キャリアセンターを設置し、全学生に対し、就職支援を行っている。看護学部の学生も、これらの支援を利用することは可能である。

教育課程外の主な取組は、以下のとおりである。

取組名称	概要
業界研究講座	学内において 400 社を超える企業・団体に来ていただき「合同業界研究会」「個別企業説明会」を開催する。
就職ガイダンス	ガイダンスを通じて、就職活動の環境や、就職活動へ挑む心構えなどの情報を提供する。
就職支援講座	自己分析の方法、応募書類の作成方法、面接対策など、就職活動のノウハウをテーマごとに行う講座を提供する。
市大キャリアスタディ	身近な存在である本学卒業生を招き、世の中にはどんな仕事があり、業界がどのようになっているか生きた情報を語ってもらう。
公務員受験対策講座	公務員にチャレンジする学生のために講座を開講する。

【資料 38】 キャリア広報誌「キャリアセンター2023」

3. 適切な体制の整備について

本学では、キャリアセンターを設置し、専門のスタッフを常駐させることにより、いつでも学生の相談や要望に応える体制が整っている。また、キャリアセンターは、企業ファイルや求人情報などの各種資料を提供するほか、学生が自由に使用できるパソコンを設置し、インターネットでリアルタイムに企業の情報を知ることができる。また、教職員で構成される「下関市立大学キャリア委員会」を設置し（資料 39）、学生のキャリア支援に関する活動を行う。

看護学部の場合は、既存の経済学部等と就職先の業種が異なるため、実習先との連携を深めつつ、就職情報の提供、指導を行う。

このほか、看護学部では、看護師国家試験の全員受験、全員合格を目標とし、個別指導や模擬試験の実施などを行う。看護学部の教員で、国家試験の対策チームを作り、学生の習熟度に応じた支援を行う。

【資料 39】 下関市立大学キャリア委員会規程